

美 作 市
財政の総点検
【第10版】

2023年10月

美作市総務部財政課

美作市財政の総点検【第10版】

はじめに	1
1 財政状況	2
(1) 市税収入は5.7%の増	2
(2) 地方交付税の積極的確保に努めています	3
(3) 普通会計の市債残高は減少、実質的な残高は41.7億円	6
(4) 普通会計以外の市債残高は下水道事業への負担が課題	8
(5) 普通会計の基金総額は8億7千9百万円の増	9
2 財政指標による健全化判断	11
(1) 令和元年度以降実質的な負債が0以下になっています	11
(2) 経常収支比率は前年度比で4.8ポイントの上昇	15
3 財政力強化、人口増加に向けた取り組み	16
(1) 定住促進等に関する助成制度	16
(2) 地域活力創生事業雇用促進奨励金	18
(3) 地域おこし協力隊は各地域で活動を進めています	19
(4) 国際交流を進めています	20
(5) 森林環境譲与税の活用	22
(6) 全国から1億5千万円を超えるふるさと納税	24
(7) 水道料金を統一します	26
(8) 事業用発電パネル税の導入	28
4 地域の生活環境を良くする取り組み	
(1) 農業・農村の多面的機能の維持	29
(2) 防災・減災事業を進めています	30
(3) 小中学校にエアコンの設置を進めます	32
(4) 老朽危険空き家の除却を支援しています	33
(5) 真白い白線事業（道路区画線の整備）を進めています	34
5 今後の課題	35
(1) 2024年秋完成を目指して新庁舎建設が進んでいます	35
(2) 合併特例事業債の発行期限が迫っています	37
(3) 子育て支援に関する助成制度	38
(4) 急激な物価高騰による影響が懸念されます	41
(5) マイナンバーカードの普及と利用促進	42
(6) 光ファイバ網宅内設備の更新	44
(7) 自治体DXの推進	46
(8) 地域高規格道路「美作岡山道路」の整備促進	47
6 今後の財政見通し	49
(1) 引き続き健全な財政運営に努めていきます	49
(2) 推計の考え方	50

はじめに

美作市では、財政状況についてわかりやすい分析と今後の収支見通しに係る情報提供を行うため、2014年度から「財政の総点検」に取り組み、その情報を市民と共有するために公表してきました。

財政状況については、市債残高は減少し、基金残高は増加傾向で推移しています。数値的な指標となる健全化判断比率については、実質公債費比率、将来負担比率とも確実に毎年度改善し、将来負担比率については、4年連続で算定値なし（0以下）となりました。これは、市が保有する負債が、住宅使用料など公債費に充当される特定財源、市が保有する基金、公債費に連動して算入される地方交付税などで全額賄える範囲となったことを意味し、現時点の負債状況について、将来の財政を圧迫する可能性の度合いが低下していることを示しています。

基金については、大規模事業に備えるため、減債基金、公共施設整備基金への積立を積極的に行った結果、2022年度は前年に比べて約8億8千万円の増となっています。併せて、前年度繰越金を繰上償還の財源とすることにより、将来負担の軽減に役立っています。

2020年3月定例会で美作市新市建設計画が5年間延長され、合併特例事業債の発行期限は2024年度までとなりました。約86億円の発行可能額が残っているものの、短期間に多額の地方債を発行すると、財政に大きな影響を与えることは必至です。しっかりとした財政見通しを立て、計画的な運用を図ることが必要となります。

財政状況を公表することで、財政に関する規律の維持やコンプライアンスの確立に市民の目が向けられると考えており、今年度も第10版となる「財政の総点検」を作成し、健全な財政運営に努めてまいりますので、市民皆様のご理解とご協力をお願いします。

～普通会計～

地方公共団体の会計は、個々の団体によって設置している特別会計や一般会計が網羅する範囲が異なります。そのため普通会計という各地方公共団体共通の基準による統計上の会計区分を設定して、財政状況を比較しています。

一般会計は、教育や福祉、公共施設の整備、市役所事務運営など、一般的な行政サービスを行うための会計で、市の会計の中心となるものです。

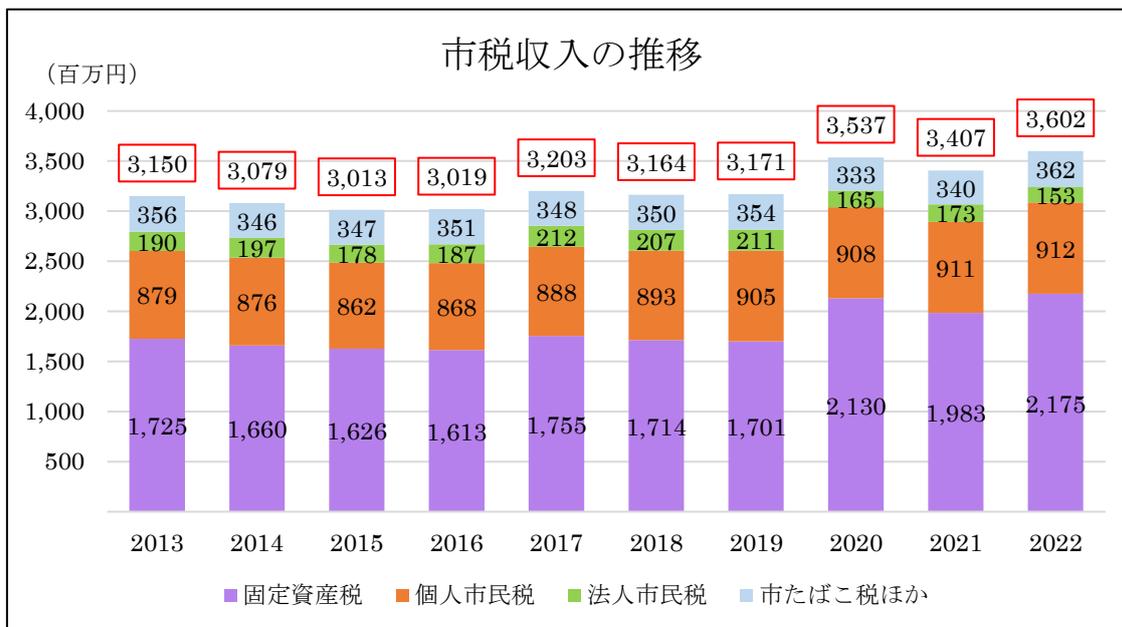
美作市の普通会計は、一般会計、公園墓地事業特別会計、矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計で構成しています。

なお、美作市の企業会計は、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計で、民間企業と同様の公営企業会計を適用しています。

1 財政状況

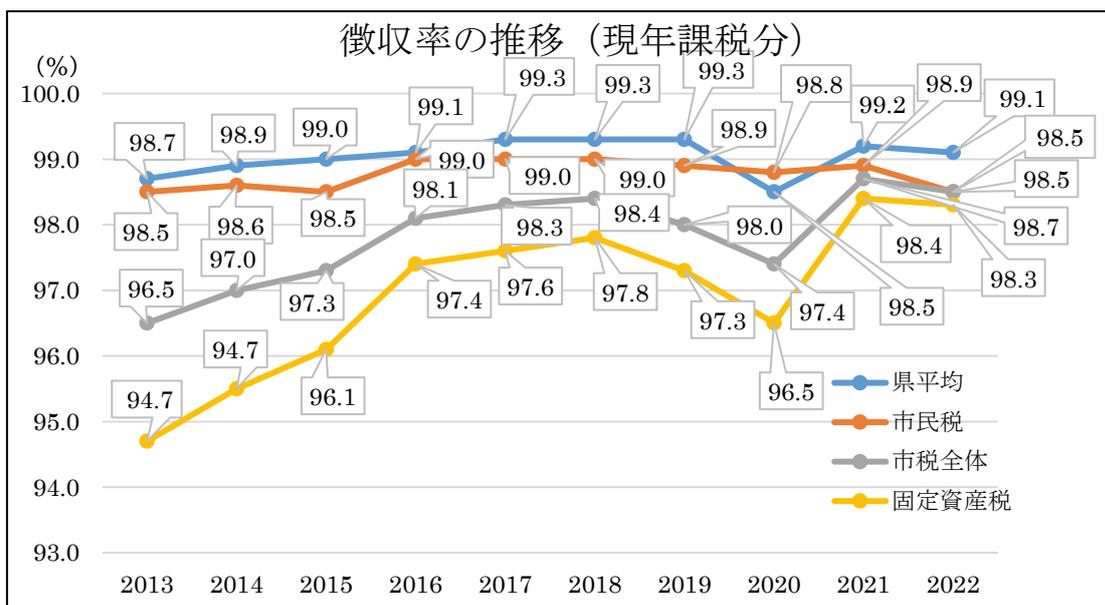
1- (1) 市税収入は 5.7%の増

市税収入は、2021年度と比較し1億9千5百万円、5.7%の大幅な増となりました。市民税、軽自動車税については減少したものの、大規模太陽光発電施設の償却資産額の増加により、固定資産税が1億9千2百万円の増となったことから、市税収入全体としては5.7%の増収となりました。



また、市税の徴収率（現年課税分）は、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として実施された市税の徴収猶予の終了により、2021年度はコロナ禍前の水準に回復し、2022年度もほぼ同水準となっています。

しかしながら、依然として県平均を下回り推移していることから、引き続き徴収率の向上を中心とした、税収の確保に取り組んでいく必要があります。

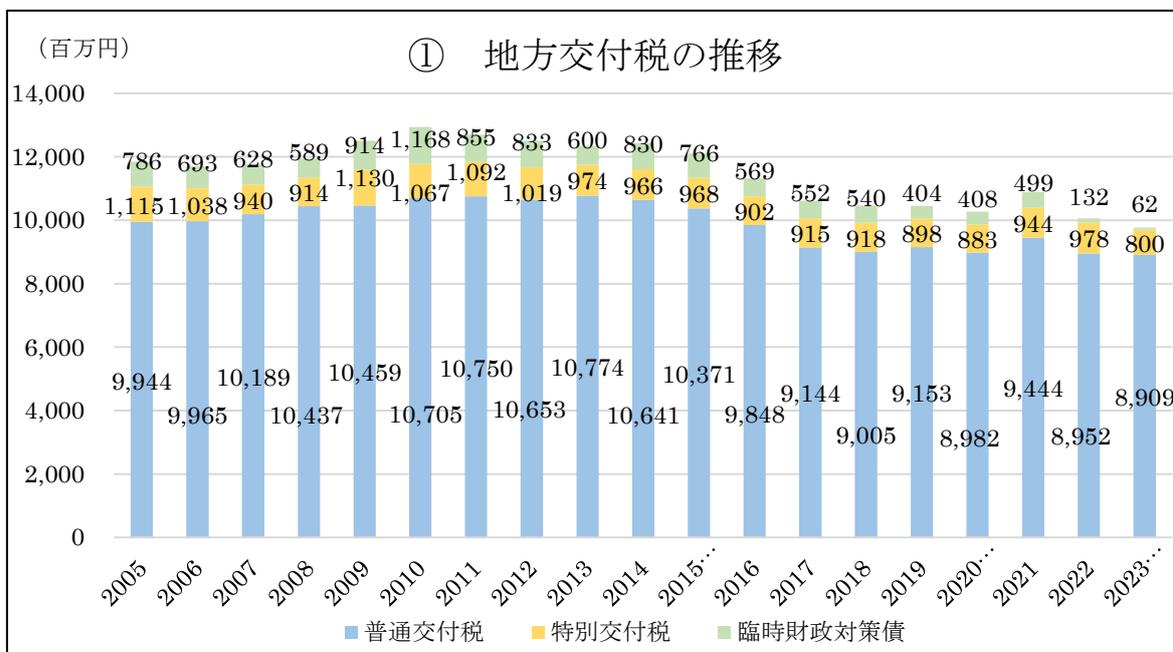


1-(2) 地方交付税の積極的確保に努めています

地方交付税及び臨時財政対策債は、地方公共団体間の税源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、一定の行政サービスを提供できるよう、国が地方公共団体に対して交付するもので、美作市の収入全体の約4割を占めています。

① 2022年度の決算状況

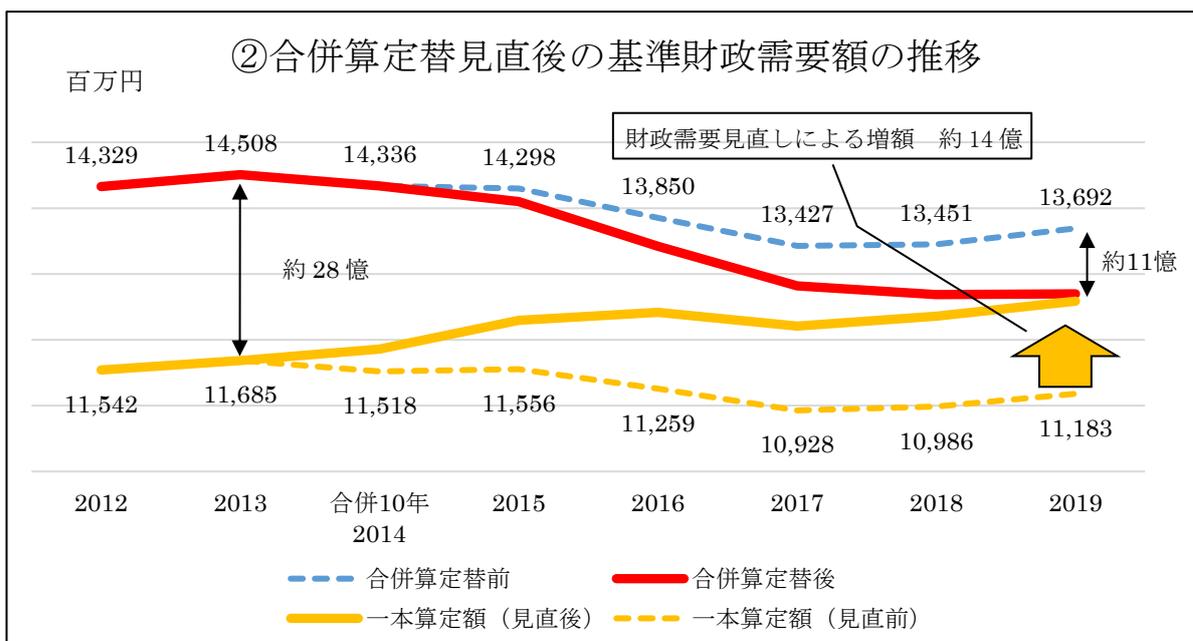
グラフ①のとおり、2022年度決算における、普通交付税と臨時財政対策債の合計額は、前年度に比較して約8億6千万円(8.6%)の減となりました。これは、コロナ禍の影響で減収を見込んでいた国の地方交付税財源が想定を上回る増収となり、後年度の償還に充当するための臨時財政対策債償還基金費(136,593千円)といった2021年度に限った特殊な事情がなくなったことが主な要因であると考えられます。



② 地方交付税の特例加算が終了しました

普通交付税の算定にあつては、合併後15年間、合併算定替という特例加算措置を受けていましたが、合併後11年目からその加算額は段階的に縮減され、2020年度からは一つの自治体として算定される一本算定になりました。

合併算定替と一本算定の差は最大で28億2千万円(2013年度)ありましたが、普通交付税の算定方法が合併市の実態を反映したものとなるよう活動を行った結果、基準財政需要額における支所や消防、保健センターに要する経費等の見直しにつながり、算定替最終年となる2019年度には、その差額が約11億円まで圧縮されています(グラフ②)。

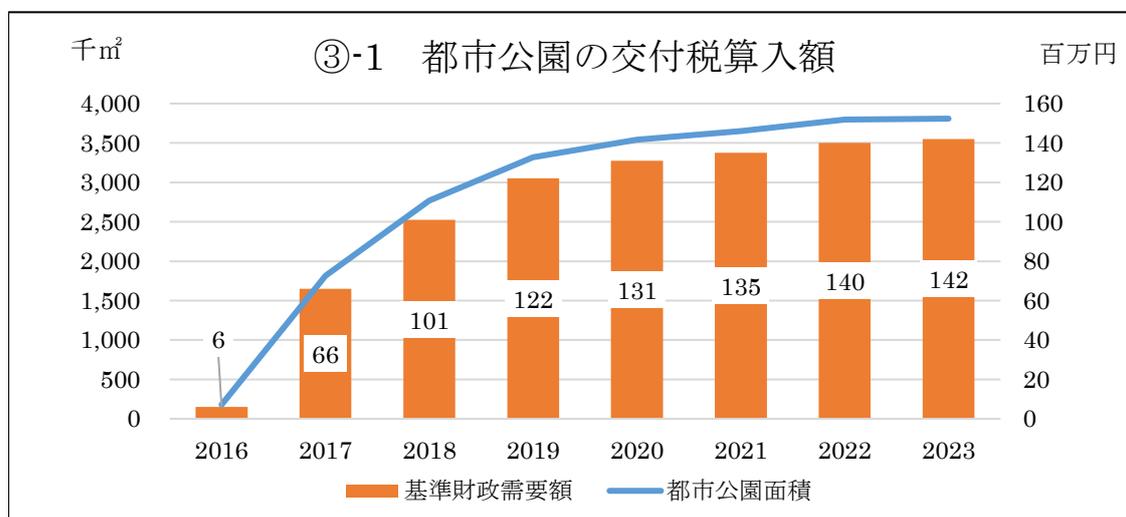


一本算定後の基準財政需要額の算定にあつては、算定替期間中の縮減ほどの影響はないものの、人口が減少傾向にある美作市の実態を反映することから、交付税額は減少していくことが予想されます。地方交付税は、前述のとおり市全体の歳入に占める割合が大きいことから、減少幅を小さく抑える意味でも、基準財政需要額の増加につながる施策について知恵を絞る必要があります。

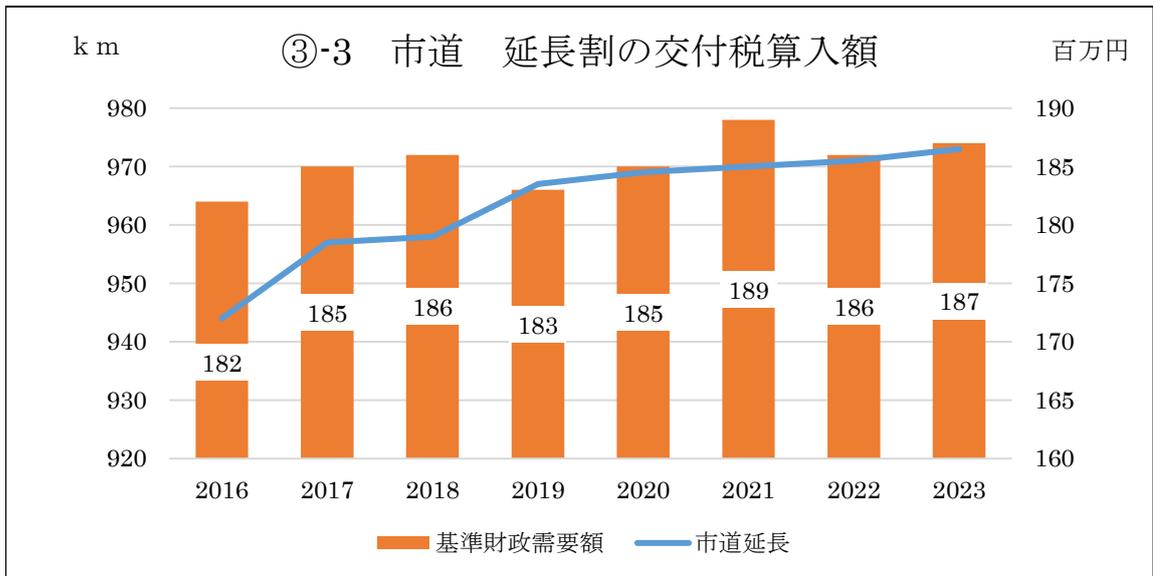
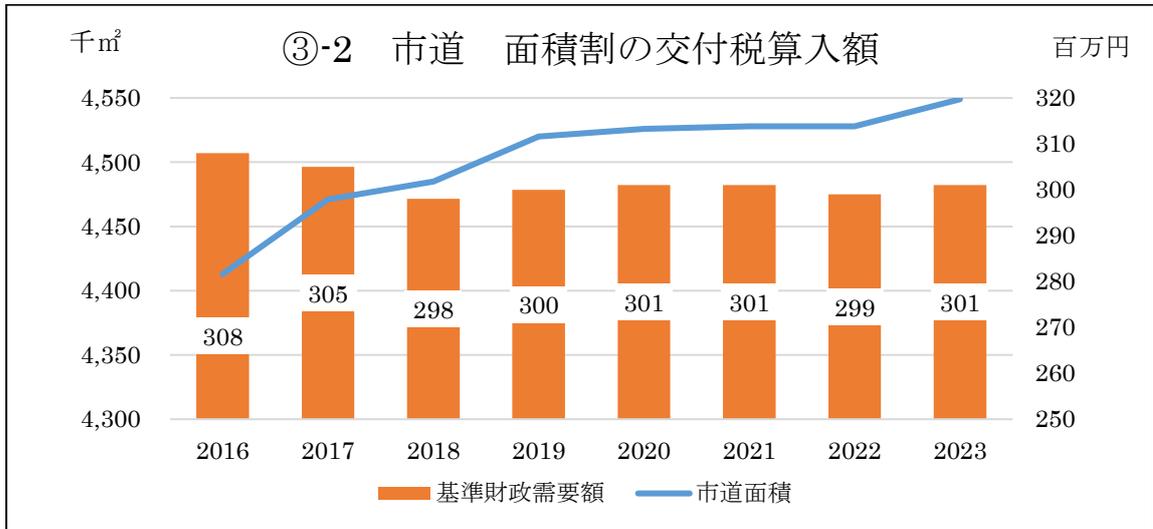
③ 都市公園、市道を積極的に認定しています

地方交付税（普通交付税）は、基準財政需要額（合理的な水準で行政事務を遂行するために必要な経費）が基準財政収入額（標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等）を上回った場合、その差額を基礎として交付されます。

基準財政需要額は、土木費や教育費といった行政費目ごとの「単位費用」に、人口や面積などの自治体ごとの規模を表す「測定単位」を乗じて算定されています。その中で、都市公園、市道等の測定単位については、その大きさが基礎数値



となり、これに比例して維持管理費等の需要額が算定されます。美作市では、都市公園や市道を積極的に認定することにより生じる安定的な財源を確保したうえで、福祉施策をはじめとする行政サービスの充実を図っています。



※参考 単位費用

項目	単位	2016	2017	2018	2019	2020
都市公園面積	千円/千m²	36.3	36.3	36.3	36.6	37.0
市道面積	千円/千m²	75.2	73.5	71.7	71.7	71.7
市道延長	千円/km	193.0	193.0	194.0	189.0	190.0

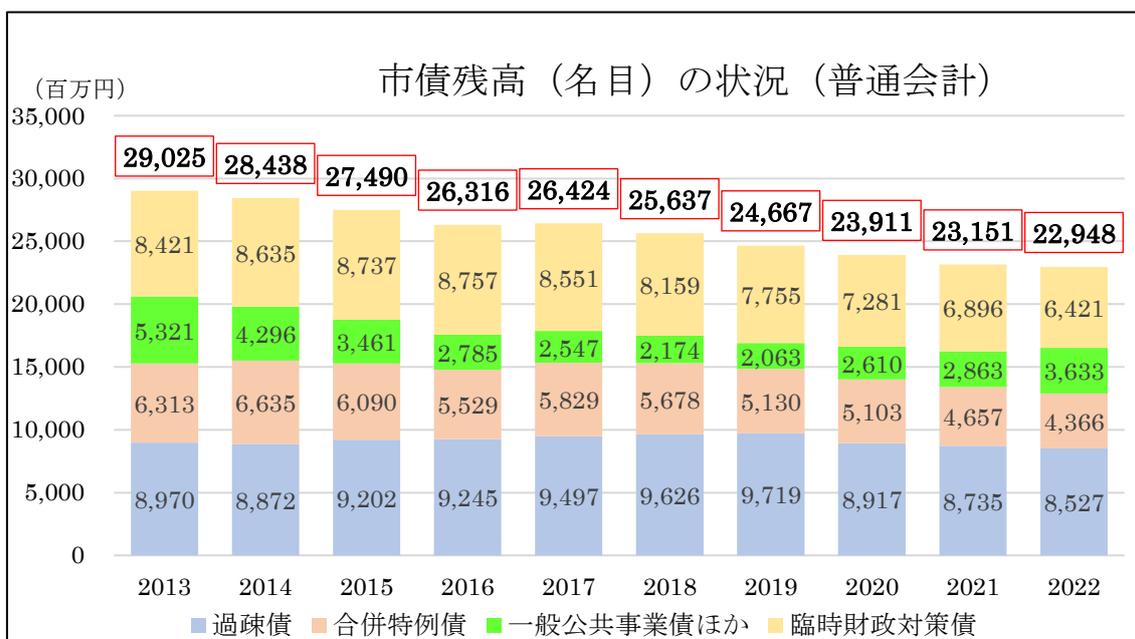
項目	単位	2021	2022	2023
都市公園面積	千円/千m²	37.0	37.0	37.3
市道面積	千円/千m²	71.7	71.3	71.4
市道延長	千円/km	191.0	190.0	189.0

1-(3) 普通会計の市債残高は減少、実質的な残高は41.7億円

① 市債残高（名目）は引き続き減少傾向にあります

2022年度は新庁舎建設、防災公園整備や作東公民館建設を実施するために、新たな地方債を発行したものの、繰上償還を2億8千万円行ったことなどにより、普通会計の市債残高は、前年度に比べ約2億円（0.9%）減少しました。10年前（2013年度末）と比較すると、約60億円（20.9%）減少したこととなります。臨時財政対策債については、ここ数年発行額が減少していることから、残高も減少してきています。一般公共事業債ほか（グラフ緑色）については、緊急自然災害防止対策債（交付税参入率70%）などの防災に関する事業債の発行により残高が増えています。

また、2024年度末で合併特例債の発行期限を迎えることから、合併特例債を活用した事業が2023年度、2024年度で集中する計画となっており、次年度以降市債残高が増加することが見込まれます。



② 繰上償還を実施し、将来の公債費負担の軽減を図っています

借入利率の高い市債について順次繰上償還に取り組んできましたが、高金利のものがほぼなくなったことに伴い、近年は、財政の将来的な負担軽減を図るため、後年度の公債費抑制効果の高い地方債について、繰上償還を行っています。

2022年度は288,437千円の繰上償還を行いました。このことにより、2023年度から2027年度までの5年間、年額で5,700万円の公債費支出を抑制することができます。今後も将来の公債費負担軽減のため、繰上償還を実施していきます。

なお、後年度の交付税算入については、年度ごとに起債償還があったものとして算定されるため、減額されることはありません。

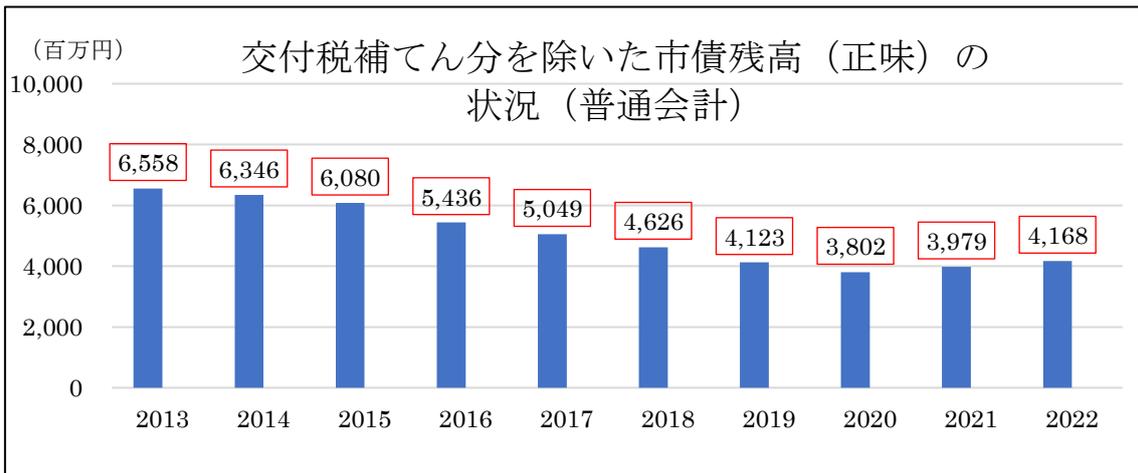
○繰上償還の過年度実績

(単位:千円)

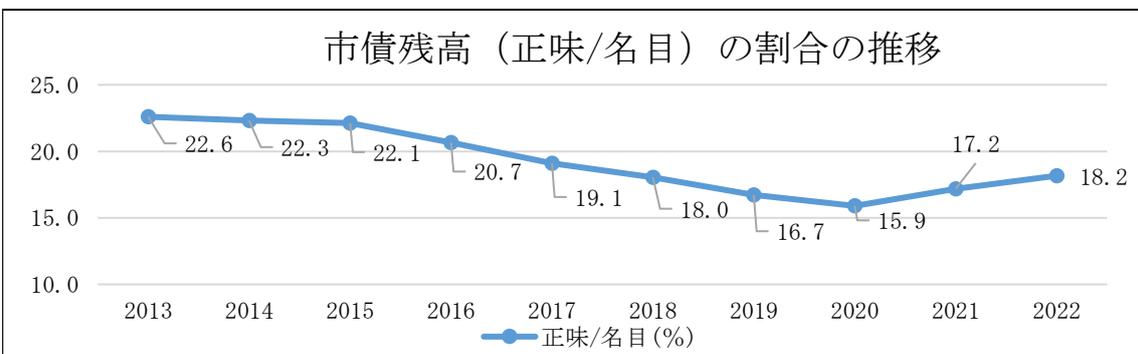
年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
繰上償還額	474,516	589,245	791,132	252,565	288,437

③ 交付税措置率の高い有利な起債を選択

市債の発行は、過疎対策事業債や合併特例事業債など財源的に有利なものを中心に行ってきました。市債残高のうち、交付税で補てんされる額(過疎債70%、合併特例事業債70%、臨時財政対策債100%など)を除いた正味の残高は、次のグラフのとおりです。



2022年度末の市債残高229億4千8百万円に対し、普通交付税等により補てんされる見込額を除いた正味の残高は、41億7千万円です。交付税措置のある有利な起債を選択してきたことにより、債務の質が良くなっています。

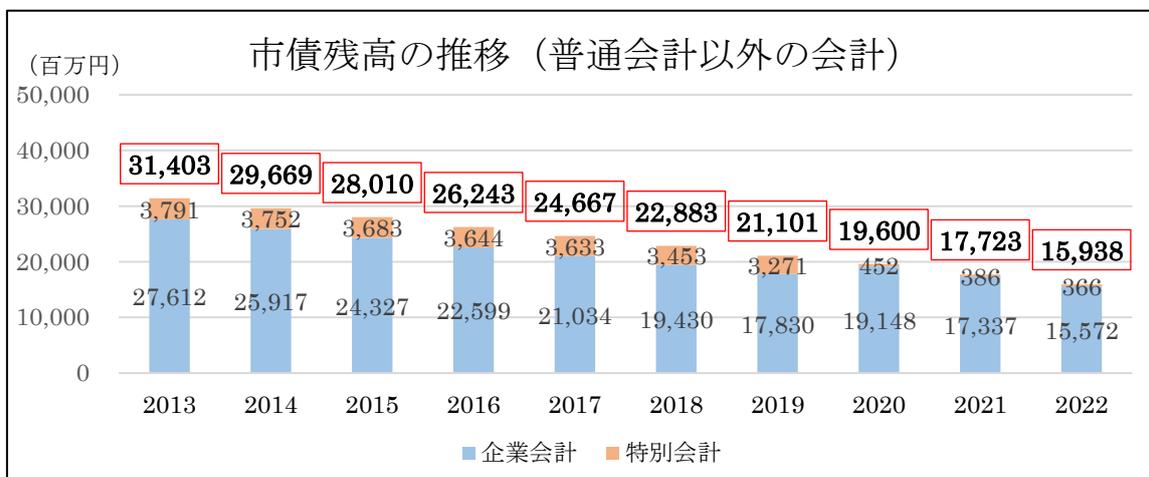


一方、正味の市債残高を名目残高で除した割合は、年々減少傾向にありましたが、2021年度決算では増加に転じました。これは、交付税措置率100%の臨時財政対策債の残高が減少傾向にあることが主な要因です。今後は、交付税措置率70%の過疎対策事業債と合併特例事業債が市債残高の半分以上を占め、現在の借入も過疎対策事業債と合併特例事業債が主であることから、正味の市債残高を名目残高で除した割合は、少しずつ30%に近づいていくことが予想されます。

また、交付税補てん分を除いた市債残高(正味)は、今後、大規模な公共事業実施に伴う発債が予定されているため、上昇していくことが予想されます。

1-(4) 普通会計以外の市債残高は下水道事業への負担が課題

特別会計と企業会計を合わせた、普通会計以外の会計の市債残高（2022年度末）は、前年度に比べ17億8千5百万円（10.1%）減少しました。



※ 2020年度決算から簡易水道事業は企業会計（水道事業）に移行している。

各会計の2022年度末の市債残高に対して、今後一般会計が負担する見込み額等は、次のとおりです。（単位：百万円）

会計	2022年度末 地方債残高	うち一般会計 負担見込額	うち普通交付税 算入見込額
水道事業会計	2,677	1,890	599
下水道事業会計	12,322	11,080	6,222
その他（国民健康保険診療所、老人保健施設、老人福祉施設、大原病院）	939	430	257
合計	15,938	13,400	7,078

上下水道事業、病院事業などの地方公営企業は独立採算が原則ですが、「その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」などは、一般会計等が負担するものとされており、これを「繰出基準」といいます。

しかし、水道事業会計のうち簡易水道事業と下水道事業会計は、使用料収入や基準内繰入金などでは経費を賄えないため、一般会計が「繰出基準」を超えて援助しています。次の表は両会計の今後の公債費の推移ですが、完済するものが多くなる2024年頃から減少幅が大きくなるものの、今後において、施設の老朽化に対応するための新たな発債が生じることに留意が必要です。

今後の公債費の推移（既発債のみ）

単位：百万円

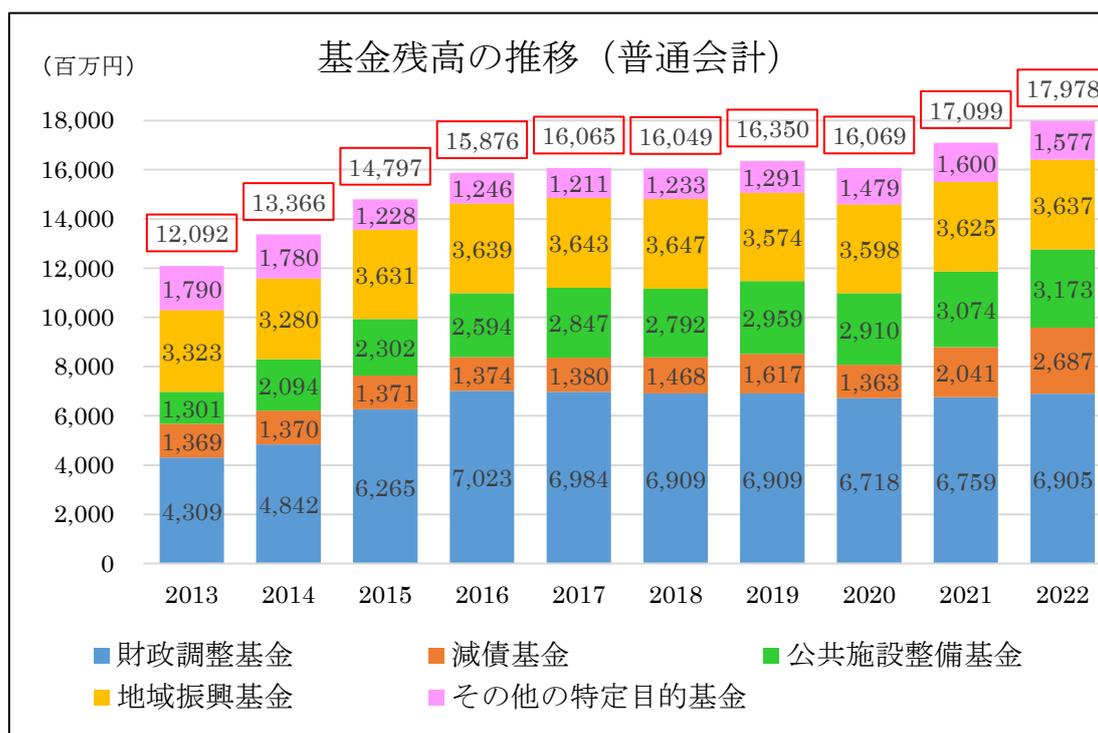
年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
水道	358	311	262	252	228	208	199	175	164	133
うち簡易水道	302	268	235	227	210	205	199	175	164	133
下水道	1,845	1,751	1,674	1,574	1,421	1,181	989	732	599	484

1-(5) 普通会計の基金総額は8億7千9百万円の増

① 減債基金等の積立を積極的に行っています

合併特例事業債の発行期限となる2024年度（令和6年度）までに、大規模な公共事業が集中して行われる計画があることから、新たに発行する市債の償還が本格的に始まるまでに、地方債の償還に充当可能な減債基金や、建設時の経費に充当可能となる公共施設整備基金の積み立てを積極的に行うこととしています。2022年度は、減債基金に6億2千万円、公共施設整備基金に1億4千万円を新たに積み立てたことが基金増加の主な要因となり、普通会計の年度末残高は、前年度に比べ8億7千9百万円（5.1%）増加し、179億7千8百万円となりました。

今後想定される大規模事業に要する経費に対する取り崩しと、安定的な財政運営を行う上で欠かせない基金の積み立てを、財政全体のバランスを考慮しながら計画的に行っていく必要があります。

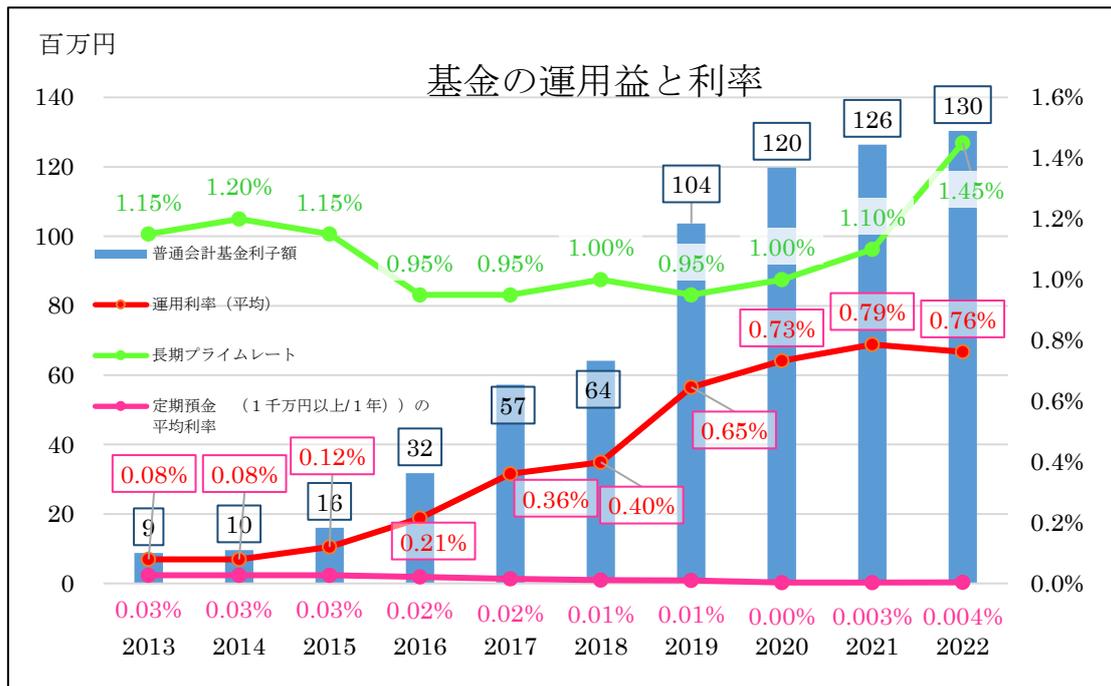


② 基金の運用益は1億3千万円を超えました

基金の運用益については1億3千万円となり、前年度と比較して390万円（3.1%）の増となりました。

債券運用の方法を見直し、高い利率での運用を図ることで、有効的な活用に努めており、2022年度の平均利率（利子÷2021年度末残高）は定期預金、債券をあわせて0.76%で、市中銀行の1千万円以上の定期預金の平均的な利率0.004%と比較すると、いかに大きな運用益が生じているかが明らかになります。

なお、債券については、0.5%から2.55%の利率で運用を行っており、安全性、流動性を確保したうえで、効率的な運用を行っています。



*資料 日本銀行 HP
 長期プライムレート*¹と定期預金の平均利率は毎年度4月1日現在のもの
 ※1) 長期プライムレート 金融機関が優良企業向けに1年以上の長期貸出に適用する最優遇金利

③ 普通会計以外の基金残高も増加

全会計の基金残高の合計は、次の表のとおりです。特別会計の基金は、国保事業財政調整基金、診療所財政調整基金、介護給付費等準備基金などです。企業会計の基金は、下水道事業のものです。水道事業及び病院事業の決算では、資産の部にそれぞれ10億円以上の預金がありますが、基金は設けていません。

会 計	2021 年度末残高	2022 年度末残高	前年度比増減
普通会計	17,099 百万円	18,223 百万円	1,124 百万円
特別会計	1,296 百万円	1,388 百万円	92 百万円
企業会計	594 百万円	574 百万円	△20 百万円
合 計	18,989 百万円	20,185 百万円	1,196 百万円

～臨時財政対策債～

臨時財政対策債は、国の地方交付税の原資が必要額に足りない際に発行することができる代替財源です。本来、市税、地方交付税その他の経常収入で、人件費、物件費その他の経常経費などを賄うところ、地方交付税が必要な額に満たないため、その穴埋めとして臨時財政対策債を発行しています。

臨時財政対策債の使途は、地方交付税と同様に自由で、元利償還金の全額が後年度普通交付税に算入されます。

2 財政指標による健全化判断

2- (1) 令和元年度以降実質的な負債 0 以下となっています

2009 年 4 月に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにするため、次の 4 つの指標を「健全化判断比率」とし、監査委員の審査に付した上で、議会へ報告し、公表することを義務付けています。

健全化判断比率等の対象

地方公共団体	会計名等		健全化判断比率等			
	一般会計	普通会計	① 実質赤字比率		② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率
特別会計	うち 公営企業会計		資金 不足 比率			
一部事務組合・広域連合						
地方公社・第三セクター等						

① 実質赤字比率

普通会計の赤字を、財政規模に対する割合で表したものです。

② 連結実質赤字比率

公立病院や下水道など公営企業を含む全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。

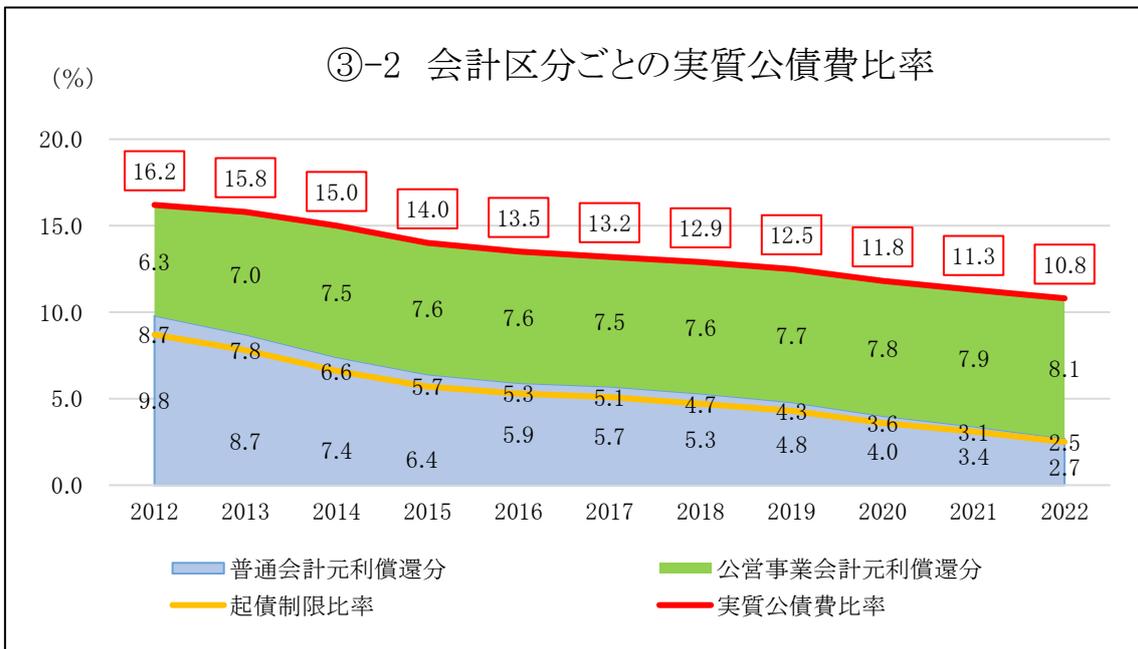
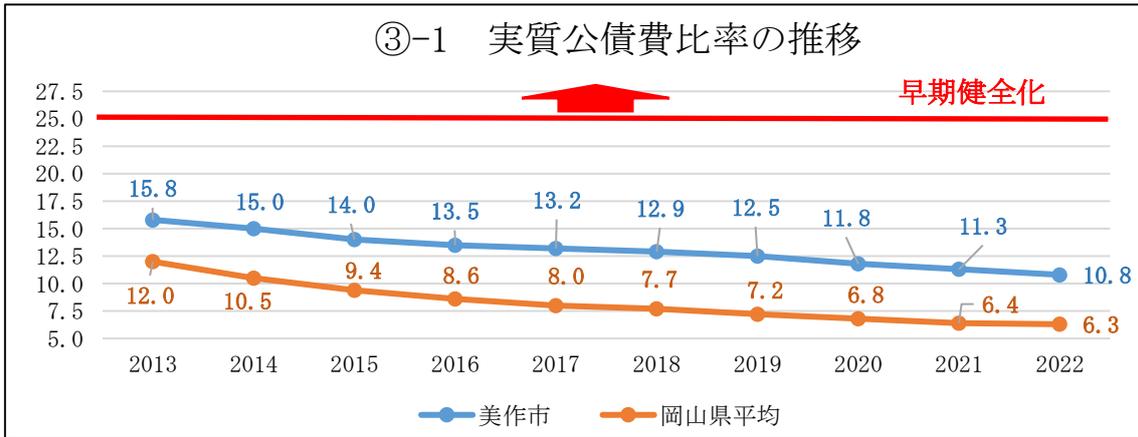
項 目	2007 年度～2022 年度
①実質赤字比率	赤字が発生していないため数値なし
②連結実質赤字比率	

③ 実質公債費比率

地方債の発行は、1977 年度以降、起債制限比率により制限されていましたが、2006 年度の改正で、実質公債費比率により制限されるようになりました。

実質公債費比率は、普通会計における市債の元利償還金のみでなく、公営事業会計や一部事務組合における市債等の元利償還金のうち、一般会計が負担するものを加えて財政規模に対する割合を表すもので、通常前 3 年度の平均値を用います。

18%以上の場合、地方債発行に国県の許可が必要となります。25%以上になると早期健全化団体となって一定の地方債が制限され、35%以上の場合はさらに制限の度合いが高まります。



実質公債費比率は、2008年度の20.4%をピークに年々低下し、2022年度は10.8%となっています（③-2 積上げ面グラフ）。一方で、普通会計分が年々減少しているのに対し、公営事業会計分の比率は増加傾向にあり、0.2ポイント上昇しました。これは、普通会計債に比べ公営企業債は交付税措置率が低いことや下水道事業債の償還期間が他の市債と比較して長く（30年）、下水道事業会計の公債費の支払いに一般会計が多額の負担を続けていることが、公営事業会計分の比率が下がらない原因となっています。

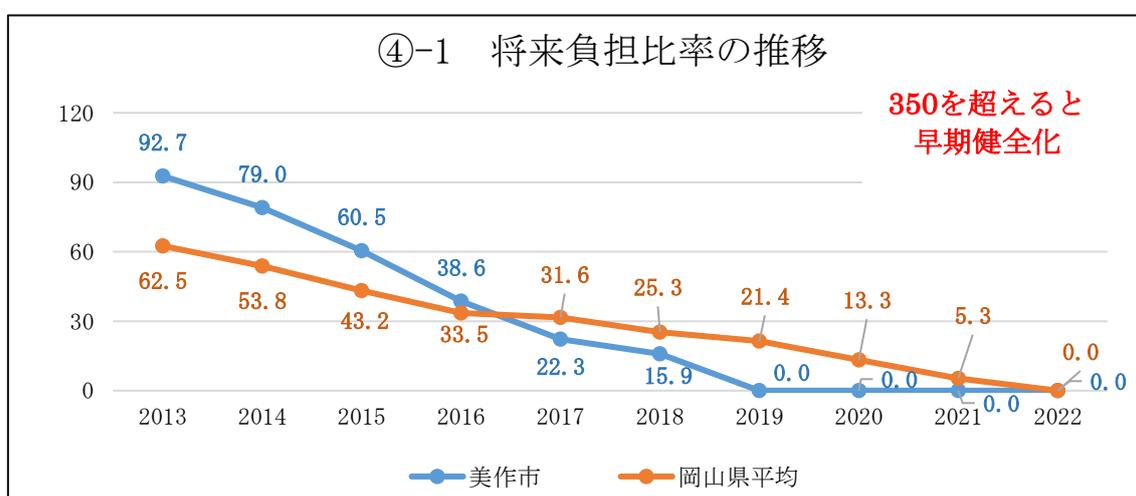
なお、2009年度まで公式に用いられていた起債制限比率は、普通会計のみの公債費が財政に及ぼす負担を表す指標で、合併以降年々低下し、2022年度は2.5%となっています（③-2 黄色折線グラフ）。

④ 将来負担比率

将来負担比率は2007年度から用いられており、将来負担すべき実質的な負債（将来負担額）の標準財政規模に対する割合で、将来の財政の圧迫度を示すものです。350%以上になると早期健全化団体となり、財政健全化計画の策定を義務付けられます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{元利償還金に係る普通交付税算入額} - \text{充当特定財源収入見込額} - \text{充当可能基金額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金に係る普通交付税算入額}}$$

将来負担額には、年度末に全職員が退職した場合に必要な退職手当の積立不足額、債務負担行為に基づく支出予定額や一部事務組合、第三セクター、土地開発公社等の負債のうち美作市が負担すべき額などを含んでいます。

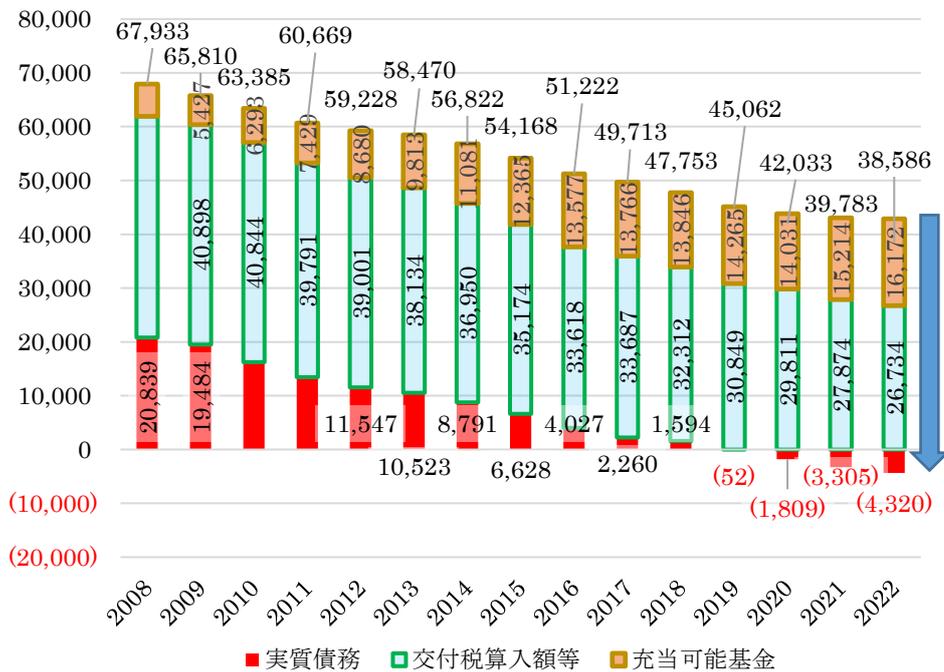


2022年度は4年連続で実質的な負債が0以下となり、将来負担比率は「算定なし」となりました。これは、充当可能基金（161億7千万円）と交付税算入される額（267億3千万円）の合計が、将来負担額（384億7千万円）を上回ったためです。

充当可能基金は、財政調整基金をはじめとする普通会計の基金に特別会計の基金の一部を加えたものです。

④-2 将来負担額と実質債務

(単位：百万円)



基金、交付税等で全額補填され、実質債務額はゼロ以下

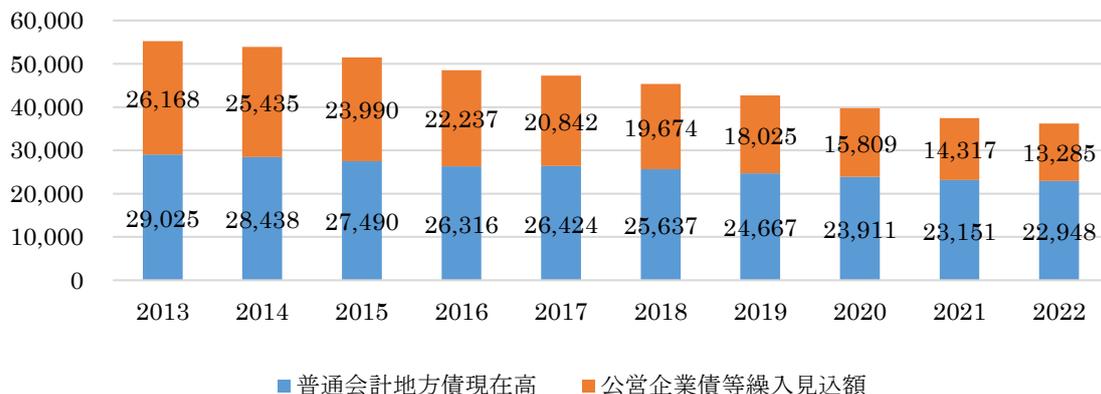
将来負担比率が下がっている大きな要因は、普通会計以外での地方債の発行が少なく、起債残高が着実に減っていることです。

算定の分子となる将来負担額のうち、普通会計の地方債現在高（④-3 棒グラフ下段）はこの10年で60.7億円減り、公営企業債等繰入見込額（公営企業の地方債現在高のうち、料金収入などで賄えず普通会計が負担する額、④-3 棒グラフ上段）は、128.8億円減りました。将来負担比率は暫く「算定なし」が続くと考えられますが、今後、普通会計分の大規模な公共事業の実施、また、水道、下水道などの公営企業においても大規模な更新計画があることから、地方債残高が増加していくことが予想されるため、注視する必要があります。

④-3 将来負担額のうち

(単位：百万円)

普通会計地方債現在高と公営企業債等繰入見込額

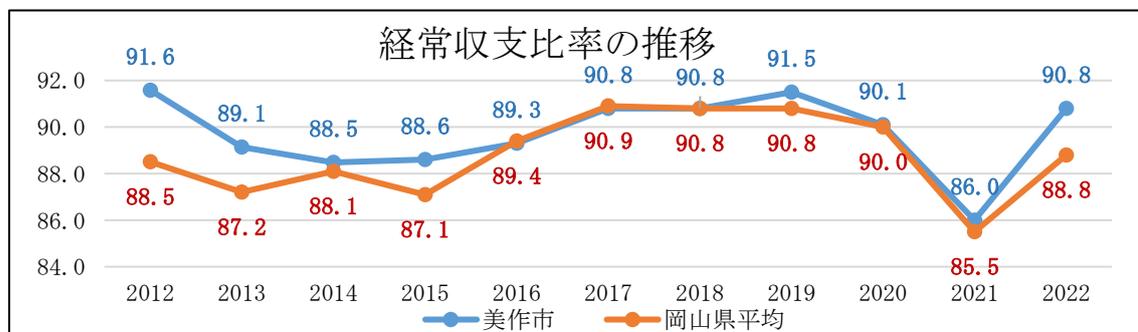


2-(1) 経常収支比率は前年度比で4.8ポイントの上昇

経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、一般的に低いほど財政運営に弾力性があることを示しています。

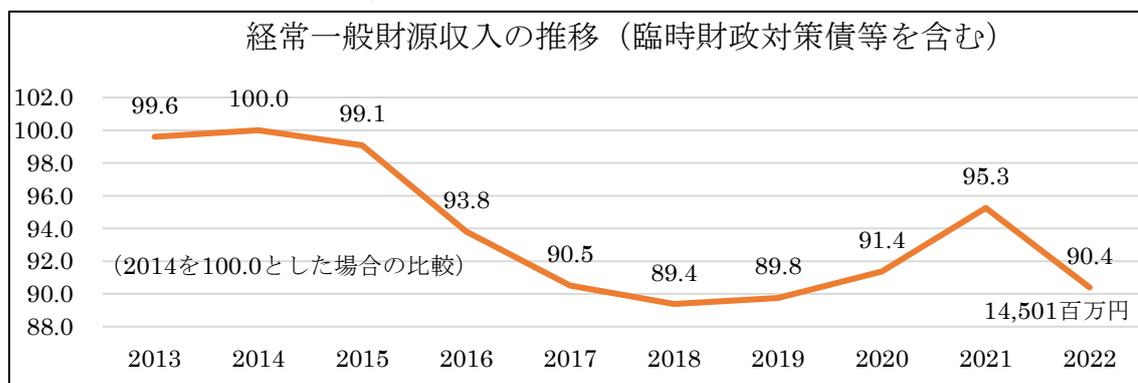
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{臨時財政対策債}}$$

2022年度の美作市の経常収支比率は90.8%で、前年度に比べ4.8ポイント上昇しました。これは、比率算出の分母である「経常一般財源収入（臨時財政対策債等を含む）」が、普通交付税及び臨時財政対策債の減少の影響などにより、前年度に比べ7億4千万円（5.1%）減少し、137億6千万円となったことによるものです。



比率の分母となる経常一般財源収入の多くは普通交付税です。合併算定替えの縮減が始まった2015年度から普通交付税が段階的に減少したことに伴い、「経常一般財源収入（臨時財政対策債等を含む）」も比例的に減少傾向でしたが、2020年度、2021年度は一転して増加しています。2021年度の増加は普通交付税の追加交付に起因するもので、単年度限りの要因であることから、2022年度については、2020年度以前の状態に戻りました。

2020年度の比率は90%台の高水準で推移していることから、事務事業の見直しや計画的な事業実施により、人件費、公債費はもとより、それら以外の経常経費についても抑制するように努め、経常収支比率の改善と柔軟性のある財政運営を目指す必要があります。



3 財政力強化、人口増加に向けた取り組み

3- (1) 定住促進等に関する助成制度

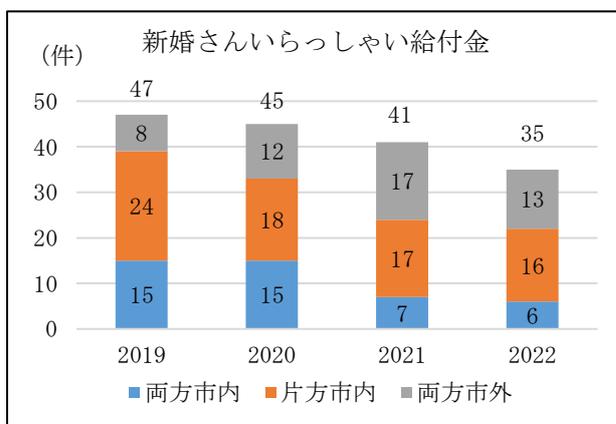
美作市では、定住促進や人の動きなどに関連した、助成制度を設けています。

① 新婚さんいらっしゃい給付金

2019 年度に始めた「新婚さんいらっしゃい給付金」は、結婚されたご夫婦に 10 万円を最大 3 年間給付します。

結婚して美作市内に居住することが要件となっており、2019 年度は 47 件、

2020 年度は 45 件、2021 年度は 41 件、2022 年度は 35 件の実績となっています。この制度を利用された方のうち、おおむね 3 分の 2 以上の割合で、両方とも、もしくはご夫婦のうちどちらかが市外の方であり、2019 年度からの 4 年間で 175 名の方が市内に転入されています。2025 年度までに婚姻されたご夫婦が対象となっています。



② 出産・子育て応援交付金

2022 年の全国の出生数は約 77 万人と過去最低の出生数になり、合計特殊出生率も 1.26 と過去最低水準となりました。美作市では、2017 年度に出産祝金制度を創設し、第 1 子に 3 万円、第 2 子に 5 万円、第 3 子以降は 20 万円の補助金を給付していましたが、2019 年度から第 1 子の祝金を第 2 子と同額の 5 万円に引き上げています。

また、2023 年 3 月からは、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、妊娠初期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、

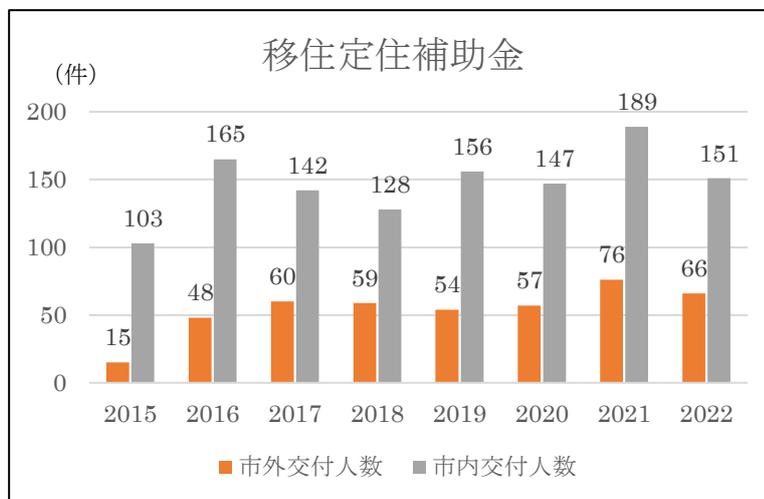


に、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に対し、出産準備や出産後の経済的支援を一体的に実施しています。

③ 移住定住のための補助金制度

移住者・定住者の増加を図り、活力あるまちづくりを推進していくため、2015年度から5年間の時限措置として、住宅を建築・購入した方等に対する助成制度を開始し、その後、転入者、市内在住者の区分をなくすなど制度の一部を改正し、

2020年度から2024年度までの5年間、期限を延長して助成制度を実施しています。2020年度からの制度改正により、補助金交付額は大きく増加しています。この制度により、2015年度からの8年間で、435名の方が本市に移住されています。



また、住宅の建築、購入により、1,181名の方が市内に定住されています。

補助金等の種類	対象案件	補助率・補助金額
新築住宅補助金	新築住宅（建築・購入）	建築・購入費の1/10 （上限40万円）
中古住宅補助金	中古住宅購入	購入費の1/10 （上限30万円）
ふるさと跡継ぎ支援補助金	3親等以内の親族の住宅を継承して改修	リフォーム費の1/2 （上限30万円）
ふるさと我が家リフォーム補助金	空き家バンク登録住宅を貸して改修	リフォーム費の1/2 （上限30万円）
ふるさと賃貸リフォーム補助金	空き家バンク登録住宅を借りて改修	リフォーム費の1/2 （上限30万円）

※ 中古住宅改修、児童・生徒、光ケーブル、宅地購入などに対する加算があります。

④ 若者移住定住促進給付金

2020年度に始めた「若者移住定住促進給付金」は、高等学校等に通学するため市内に住所を移した方に、月額1万

学 校 名	2020	2021	2022	2023
美作市スポーツ医療看護専門学校	34人	67人	97人	97人
岡山県北部高等技術専門学校美作校	7人	0人	1人	1人
県立林野高等学校	0人	0人	0人	2人
計	41人	67人	98人	100人

※2023年度は8月末時点の給付決定人数

円を上限に給付するもので、年々給付実績は増えてきています。

3-(2) 地域活力創生事業雇用促進奨励金

美作市内の事業所における正規雇用従業員の雇用促進及び市外在住者の美作市への定住を促進し、人口減少を抑制するとともに、市内企業における人材確保を支援するため、本奨励金事業を2016年度から実施しています。2021年度からは、従業員本人へ奨励金が行き届くよう、新規雇用した従業員1人につき20万円（事業者へ10万円、従業員本人へ10万円）を交付するようになりました。

① 2022年度までの交付実績

少子高齢化、過疎化等により、美作市における労働力人口が減少し、人材確保が難しくなっている状況下において、2016年度からの7年間で、延べ270の市内事業所に657人が新規に雇用されており、雇用の促進に寄与しています。また、交付対象となった657人のうち、約5分の1に当たる140人が市外からの転入者となっており、定住促進にもつながっています。

i) 年度別交付額・事業所数・従業員数

年度	交付額（円）	事業所数	従業員数（人）			
			男	女	計	うち転入者
2016	11,400,000	24	32	18	50	10
2017	17,900,000	33	41	41	82	22
2018	20,100,000	41	56	37	93	22
2019	22,200,000	37	53	50	103	16
2020	24,900,000	40	59	60	119	16
2021	17,800,000	38	64	25	89	25
2022	24,200,000	57	69	52	121	29
合計	138,500,000	270	374	283	657	140
構成比	—	—	56.9%	43.1%	100.0%	21.3%

ii) 産業分類別交付実績（従業員数）

（単位：人）

産業分類	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計	構成比
製造業	25	30	36	25	40	42	49	247	36.9%
医療、福祉	4	27	20	35	42	14	25	167	26.5%
建設業	2	5	10	12	17	5	10	61	9.5%
宿泊業	3	5	12	7	10	3	3	43	7.5%
運輸業、郵便業	0	1	4	5	6	15	4	35	5.8%
複合サービス事業	8	6	2	6	0	0	0	22	4.1%
その他	8	8	9	13	4	10	30	82	12.5%
合計	50	82	93	103	119	89	121	657	100%

3-(3) 地域おこし協力隊は各地域で活動を進めています

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。隊員は各自治体の委嘱を受け、任期はおおむね1年から3年です。

令和4年度で6,447名の隊員が全国で活動していますが、地方への新たな人の流れを創出するため、総務省ではこの隊員数を令和8年度までに



10,000人とする目標を掲げており、目標の達成に向けて地域おこし協力隊の取組を更に推進することとしています。

本市では、2010年度から本年度まで市内の各地域及び市役所において53名の隊員が活動しています。また、2022年度までに地域おこし協力隊の任期を終了した隊員40名の内18名（定住率45%）が市内に定住され、それぞれの地域で活動を続けています。

○地域別地域おこし協力隊員数（延べ人数）

	勝田	大原	東栗倉	美作	作東	英田	市役所	計
2010						3		3
2011						6		6
2012	1		1			6		8
2013	1		3	2	1	3		10
2014	2		4	2	2	1		11
2015	1		3	3	2	1		10
2016	3	1	1	1	1	3		10
2017	3	1		1	1	4	2	12
2018	3	1			1	4	2	11
2019	1				2	4	3	10
2020	2		2		2	3	2	11
2021	2		2		4	3	3	14
2022	2	1	4	2	3	3	4	19
2023	2	1	3	2		1	4	13
計	23	5	23	13	19	45	20	148

3-(4) 国際交流を進めています

美作市では、フランスバレンタイン市、オーストリアバレンタイン市、カナダバレンタイン市と合併前に姉妹都市縁組を締結しています。また、近年では、ベトナムイエンバイ省やダナン大学、ハワイ州カウアイ郡、ハンガリーケストヘイ市との交流を進めています。次ページの表は、ベトナム及びハワイとの交流内容をまとめたものです。新型コロナウイルスの蔓延により、一時期に人的な交流は減っていましたが、それも徐々に再開されつつあります。



また、市内の外国人人口も外国人技能実習制度などにより増加傾向にあり、2016年3月の209人から2023年9月には560人（2023年9月末市内人口25,604人に対し約2.2%を占めている）と351人増加し、特にベトナム人の人口は、2016年から250人以上増加しています。

本市では、2020年度からワンストップ型の外国人相談窓口を設置し、対面のほかSNSによる相談や情報の発信などにより、市内外国人が安心して暮らせるよう生活の事や困り事などの相談を受けたり、情報を発信したりし、外国人にも暮らしやすいまちづくりを進めています。

○外国人相談窓口（がいこくじんそうだんまどぐち）

・場所（ばしょ）

美作市役所（みまさかしやくしょ）3階（かい）営業課（えいぎょうか）
（美作市栄町（みまさかしさかえまち）38-2）

・電話（でんわ）

0868-75-3085

・受付時間（うけつけじかん）

午前（ごぜん）8時（じ）30分（ぷん）から
午後（ごご）5時（じ）15分（ふん）まで

・対応（たいおう）できる言葉（ことば）

ベトナム語（べとなむご）、英語（えいご）など74言語（げんご）

・費用（ひょう）

無料（むりょう）

facebook QRコード



Instagram QRコード



○ベトナムとの交流

年 月	交 流 内 容
2015年4月	自治体としては初めて、ベトナム国立ダナン大学と相互協力協定を締結
2016年1月	美作市役所にダナン大学卒業生を嘱託職員として採用（現在までに5名のダナン大学卒業生を採用）
2016年4月	美作日越友好協会の設立
2016年8月	ベトナム外務省が美作市に来訪
2016年12月	2020年東京五輪 ベトナムの「ホストタウン」に決定
2017年3月	ダナン大学に美作市嘱託職員日本語教師を派遣
2017年6月	ベトナム公安省が美作市に来訪
2017年7月	ダナン越日文化交流フェスティバル2017に参加（以降2018、2019と参加）
2017年8月	ベトナム女子サッカーナショナルチームが市内で合宿（2018年8月、2019年11月にも合宿を行い、2022年6月にはベトナム女子サッカーU-18代表チームが合宿を行う）
2017年11月	ベトナム国主席官房長官が美作市に来訪 ホー・チ・ミン主席像の寄贈
2018年3月	技能実習生等を対象とした市内バスツアーの開催（2023年までに計5回開催）
	
2019年11月	イエンバイ省人民委員会が美作市に来訪し、「美作市とイエンバイ省との友好関係を築いていくための覚書」を締結
2020年1月	イエンバイ省等交流事業実行委員会の設立
2020年4月	イエンバイ省から医療用マスク20,000枚の寄贈
2022年9月	イエンバイ省人民委員会が国会代表とともに美作市に来訪 「美作市とイエンバイ省との協力事業実施計画合意書」を締結
2023年7月	美作市訪問団がダナン市を訪問

○ハワイ州カウアイ郡との交流

年 月	交 流 内 容
2020年6月	カウアイ島に住むコガさんの家系図調査を市職員が協力する
2020年7月	市長と郡長によるWEB会議
2020年10月	カウアイ郡との交流に関する覚書の締結
2022年5月	市長と郡長によるWEB会議
2022年7～8月	カウアイ郡を訪問

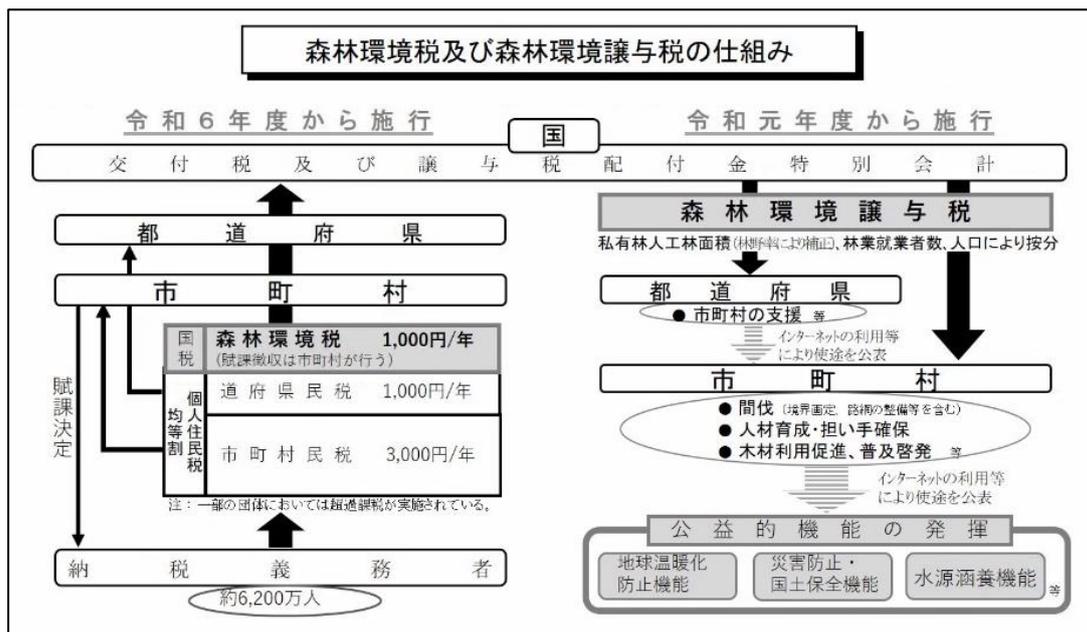
3-(5) 森林環境譲与税の活用

① 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養（かんよう）等、国民に広く恩恵を与えており、適切な森林整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることに繋がります。その一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、2018年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、2019年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。森林環境税は、2024年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものです。

また、森林環境譲与税は、市町村による森林整備の財源として、2019年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%の比率で案分して譲与されています。



② 美作市の取り組み

森林環境譲与税の譲与額は、制度が創設された2019年度から森林環境税の課税が始まる2024年度までの間、徐々に増加するように設定されており、当市の譲与額も2019年度の譲与額は21,799千円、2020年度に46,324千円と大幅に増額され、2021年度は47,210千円、2022年度は58,894千円と年々増加してきています。

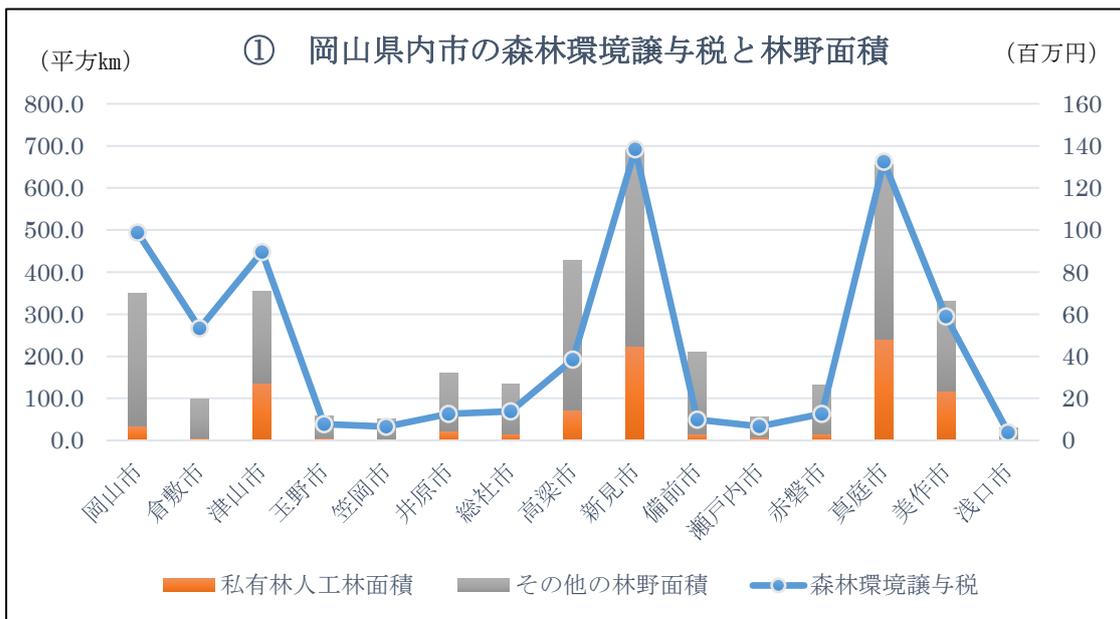
美作市では、森林環境譲与税が創設される前から、更新伐事業や間伐対策事業、市産材利用助成事業など、森林の機能回復や森林資源の活用に繋がる事業を実施してきましたが、これに加え、森林環境譲与税を活用して市内全域で更新伐や間伐等を実施し、森林の若返り化による温室効果ガスの排出削減や、森林の持つ多面的機能の維持向上に繋がる森林整備を進めています。



里山公園

森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。一方、森林環境譲与税の配分については、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が突出して多い大都市に対する配分額が、過度に高くなっているのではないかとの問題点が指摘されています。

グラフ①は、岡山県内の森林譲与税と森林面積の関係を表したもので、同程度の森林面積でも、人口の多い県南都市部は森林環境譲与税が多くなっていることが伺えます。森林面積森林整備をより効果的に推進するため、林業に係る財政需要の大きい自治体に対し、より多くの配分がなされるよう、譲与基準の見直しについて議論が深まることが期待されます。

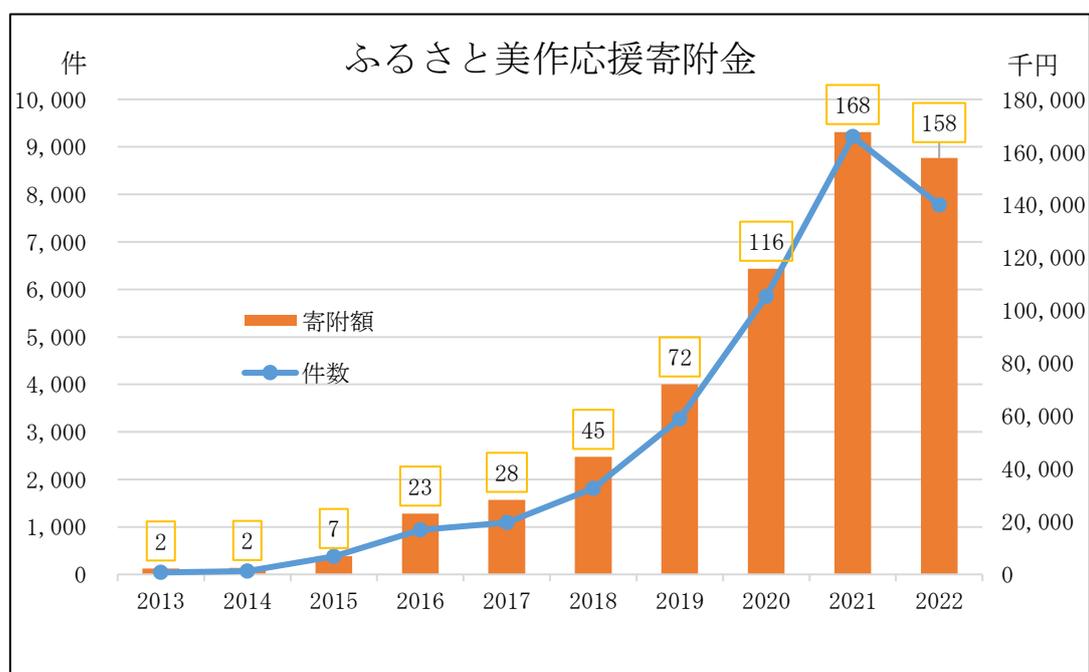


3-(6) 全国の方から1億5千万円を超えるふるさと納税

ふるさと納税は寄附金を納税扱いとすることにより、自分の故郷や自治体の様々な取り組みを応援する気持ちを形にするもので、2008年度税制改正により創設されました。

美作市における2022年度の寄附金総額は157,780千円となり、前年度比5.9%の減、寄附件数は7,777件、前年度比15.6%の減となりました。

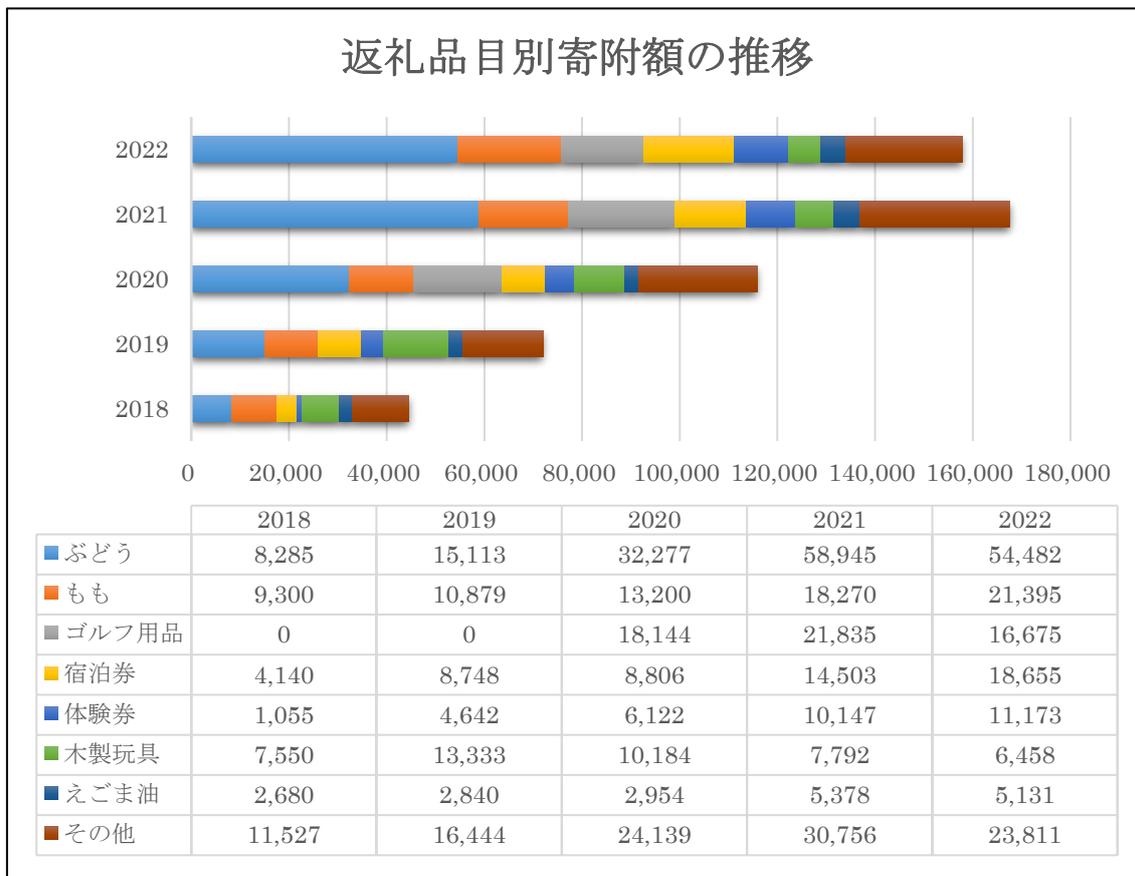
2022年度は、2021年度に引き続き全国の方から1億5千万円を超える寄附をいただきました。新型コロナウイルス感染症による巣籠もり需要の影響もあり、その地域に出かけなくても全国各地の特産品が手に入ることが注目され、美作市も全国の方から多くの寄附をいただいています。また、2016年度から専門のポータルサイトを導入し、現在は4つのサイトに登録しており、寄附申し込みの利便性が向上したことも寄附額の増加の要因となっています。



返礼品については、2019年度の制度変更に伴い、返礼割合3割以下、地域内で生産された物品に限られるなどルールが厳格化されました。また、2023年10月からの制度改正では、募集に要する費用の割合は寄附金額の5割以下、加工品のうち熟成肉と精米については、原材料が同一の都道府県内産に限られるとされました。当市では以前よりふるさと納税制度の趣旨に沿った運用、返礼をしています。

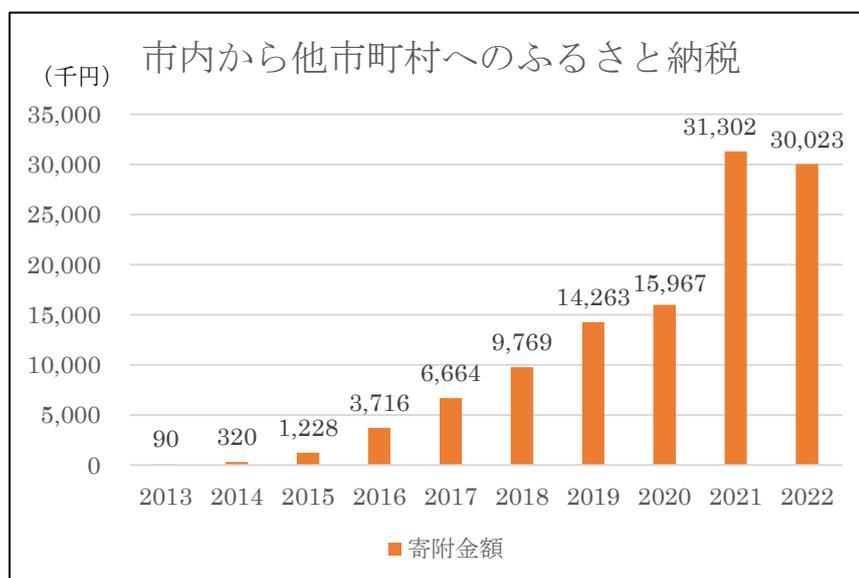
返礼品目別の寄附額は、「ぶどう」、「もも」、「ゴルフ用品」、「宿泊券」などが上位を占めています。2022年度は、天候の影響を受けた「ぶどう」が前年度に比べて4,463千円の減となりました。一方で、新型コロナウイルス蔓延の影響が大きかった「宿泊券」や「体験券」といった寄附者の移動を伴う返礼品の寄附

額が少しずつ増えてきています。「宿泊券」が前年度に比べて 4,152 千円の増、「体験券」が 1,026 千円の増などの伸びを見せています。



寄附額を増やす新たな取り組みとして、国内最大級の NFT (Non-Fungible Token : 非代替性トークン) プロジェクト CryptoNinja Partners とコラボした返礼品を始めました。また、体験観光や美作市ならではの農産品等の開拓を行うなど、市内産業の振興や地域の活性化の分野について、さらなる返礼品目拡大の研究を進めています。

なお、美作市内から市外への寄附は 30,023 千円（令和 4 年度寄附金税額控除は 23,483 千円）で、市外への税金の流出過多とはなっていません。



3-(7) 水道料金を統一します

美作市の水道は、簡易水道区域（勝田地域、大原地域、東粟倉地域）と上水道区域（美作地域、作東地域、英田地域）に分かれており、現在それぞれの区域で料金が異なっていますが、2024年4月から二つの区域の料金を段階的に統一していきます。

① 簡易水道と上水道

簡易水道は、水道水を給水する人口が101人以上5,000人以下で、上水道は、水道水を給水する人口が5,001人以上となっています。どちらも水道法に基づいた基準により水質管理が行われており、水質に違いはありません。

また、上水道及び簡易水道は地方公営企業法が適用され、独立採算制が原則となっていますが、簡易水道は国の補助金のほか過疎対策事業債（交付税措置70%）や簡易水道事業債（地方交付税措置有）といった有利な財源があり、一方、上水道の国の財政措置は、水源開発、広域化や安全対策事業などと限られています。過疎地域の上水道は、給水人口の減少や地理的条件から経営が厳しくなる傾向にあることから、今後、過疎地域の上水道も簡易水道並みの地方財政措置が得られるよう関係機関に働きかけていきます。

② 市内水道料金を統一します

市の水道料金は、合併後、旧町村のそれぞれの料金体系を継続し、その後、2016年10月に上水道区域と簡易水道区域のそれぞれの区域内での料金統一を行い、2019年10月に消費税改定に対応するための料金改定を実施しています。

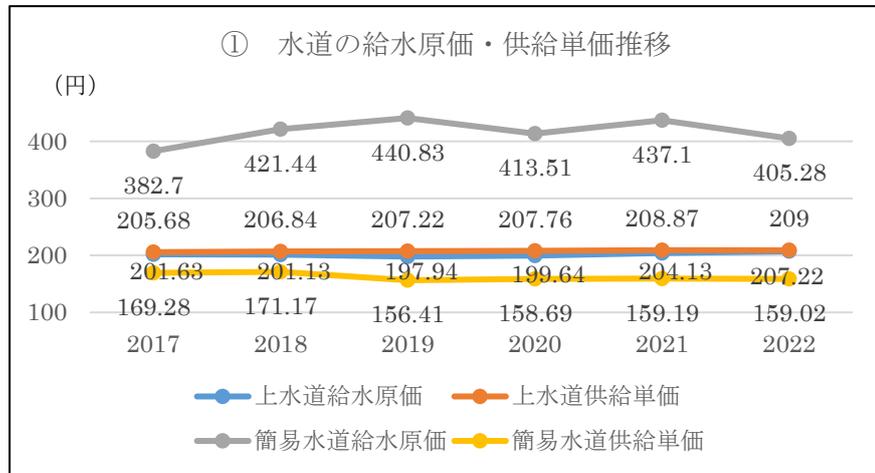
この度、簡易水道区域では2024年4月からは基本料金が1,056円から1,254円（198円増額）に、2025年4月からは超過料金（1m³当り）が148.5円から209円（60.5円増額）に簡易水道区域の料金を上水道区域の料金に合わせる改定を段階的に実施します（月の水道使用量が20m³の場合、1,045円／月の増額）。これにより、合併後初めて市内の水道料金の統一が実現します。

	簡易水道区域		上水道区域	
	基本料金 (6 m ³ まで)	超過料金 (1 m ³ 当り)	基本料金 (6 m ³ まで)	超過料金 (1 m ³ 当り)
	円	円	円	円
2016年10月～	1,036.8	145.8	1,231.2	205.2
2019年10月～	1,056	148.5	1,254	209
2024年4月～	1,254	148.5	1,254	209
2025年4月～	1,254	209	1,254	209

③ 給水原価と供給単価

料金を設定するうえで一般的によく使われる指標として、給水原価、供給単価があります。給水原価は、水道水 1 m³当たりどれだけの費用が掛かったかを供給単価は、水道水 1 m³当たりどれだけの収益を得たかを表す指標です。給水原価を供給単価が上回れば費用を水道料金で賄えていると判断する指標にもなります。グラフ①は、

上水道、簡易水道の給水原価、供給単価の推移を表したものです。上水道は、給



水原価と供給単価がほぼ同額になっているのに対して、簡易水道は、給水原価に対して供給単価がかなり低くなっていることがわかります。簡易水道の給水原価が高くなっているのは、地域人口、地域の形状、施設規模等によるものと考えられます。

④ 一般会計からの繰入れについて

地方公営企業は、経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされている。一方で、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない、または、公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、総務省が地方財政計画において計上する公営企業繰出金の基準、いわゆる「繰出基準」としてその基準を定めており、その一部に対して地方財政措置があります。下表の基準内繰出がそれに当たります。グラフ①でもわかるように、簡易水道は、供給単価に比べて給水原価が高く、それを補填するため、下表のとおり一般会計からの基準外繰出が多くなっています。今回の料金改正により、一般会計からの負担軽減も期待できます。

(単位：千円)

会 計	区 分	2018	2019	2020	2021	2022
上水道	基準内繰出	4,685	3,877	1,986	2,581	2,749
	基準外繰出	862	862	0	0	18,018
簡易水道	基準内繰出	121,483	135,160	263,491	276,721	302,382
	基準外繰出	73,517	110,558	119,366	128,740	155,869

3-(8) 事業用発電パネル税の導入

太陽光発電事業は、発電設備に広く太陽光発電パネルを設置する必要があり、発電パネル面積が広いほど、大規模発電ができるため、こうした立地開発による土地の形態の変化が、新たな災害の発生や鳥獣被害、事業者による売電事業終了後の土地の荒廃への危惧など、市民の生活環境に少なからぬ影響を与えています。近年の自然災害においては、想定していた範囲を超える河川氾濫や土石流による災害が頻繁に起きており、本来の土地の状態から太陽光発電設備用地への急激な形態の変化によっては、下流域への土砂災害、河川洪水などが懸念されます。

こうした背景から、防災対策をはじめ、生活環境対策、自然環境対策のための施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として「事業用発電パネル税」の導入をめざしています。

法定外目的税の新設にあつては、地方税法の規定に基づき、総務大臣の同意が必要となりますが、特定納税義務者との協議が継続しているため、現時点では、その同意を得るに至っていません。

年・月	内 容
2018年 9月	大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例 制定
2019年 6月	「事業用発電パネル税条例」を市議会に上程⇒継続審査 (2020年6月 審議未了により廃案)
2020年 9月	「事業用発電パネル税条例」を市議会に再上程⇒継続審査 (2021年3月 否決)
2021年 9月	「事業用発電パネル税条例」を市議会に再上程⇒継続審査
2021年12月	上記について、市議会にて可決
2021年12月	地方税法第731条第2項に基づき、総務大臣に協議書を提出
2022年 6月	総務省より特定納税義務者との協議を尽くすよう求められる
2022年 7月 ～	特定納税義務者3社との協議（WEB及び対面協議延べ5回、書面協議延べ15回）

○事業用発電パネル税の概要

課税客体	市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電を行う事業
税収の使途	防災対策、自然環境対策、生活環境対策
課税標準	太陽光発電設備のパネルの総面積
納税義務者	市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電事業を行う者
税率	1㎡あたり 50円

4 地域の生活環境を良くする取り組み

4-1(1) 農業・農村の多面的機能の維持

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動により支えられている多面的機能の維持に支障が生じつつあり、また、農地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。



水路の泥上げ作業

美作市では、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、「多面的機能支払制度」を積極的に活用し、地域活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進しています。

① 多面的機能支払制度の概要

多面的機能支払制度により、地域の組織等での活動に応じて交付される多面的機能支払交付金は、「農地維持支払交付金」と「資源向上支払交付金」から構成されます。

○農地維持支払交付金

農業者等による組織が取り組む、農地周り・水路・農道の草刈りや泥上げなど、多面的機能を支える共同活動を支援するものです。

○資源向上支払交付金

地域住民を含む組織が取り組む、水路・農道等の軽微な補修、生態系の保全や植栽による景観形成といった地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援するものです。

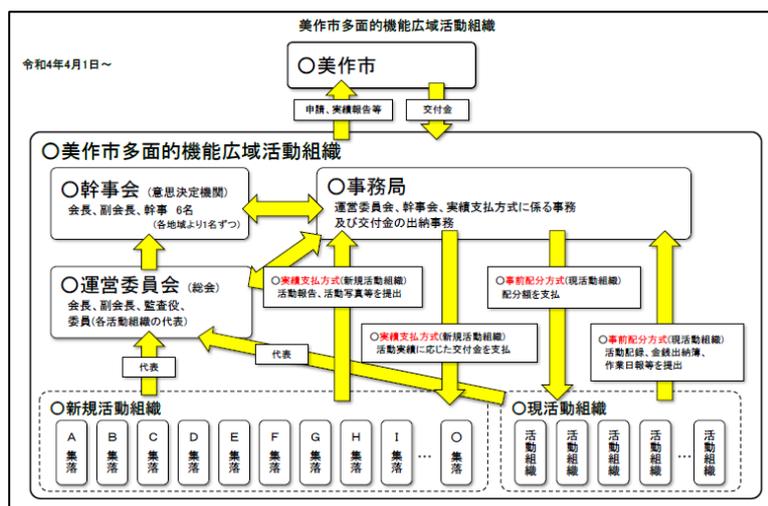


農道整備作業

② 美作市多面的機能広域活動組織の設立

多面的機能支払制度は、農政の構造改革の一環として、「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」に基づき、地域活動や営農の維持等に対して行われる日本型直接支払制度として2014年度から始まりました。

美作市では、取組が進んでいなかった本事業について、事務を代行する「美作市多面的機能広域活動組織」を設立し、2022年4月から活動の拡大を図っています。これまでの26の単独組織から109の組織が参加する広域活動組織となり、2023年度は111組織へと拡大し、今後も市内全域で多面的機能支払交付金制度が有効活用できるよう推進していきます。



事業の推進に当たっては、広域活動組織のメリットを生かし、交付金の活動組織間の融通、老朽化した農業施設の集中的な補修や更新の実施、共同で利用できる機械の導入による共同活動の省力化などを進める予定です。

○活動組織の認定状況

(単位:アール)

区分	2021年度			2022年度			2023年度(見込み)		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
農地維持	47,964	1,289	49,253	151,433	5,831	157,264	153,855	5,996	159,851
資源向上(共同活動)	43,186	1,248	44,434	151,433	5,831	157,264	153,855	5,996	159,851
資源向上(長寿命化)	20,655	897	21,552	151,433	5,831	157,264	153,855	5,996	159,851
活動組織数	26組織			109組織			111組織		
交付金額(総額)	32,357千円			126,585千円			148,340千円		

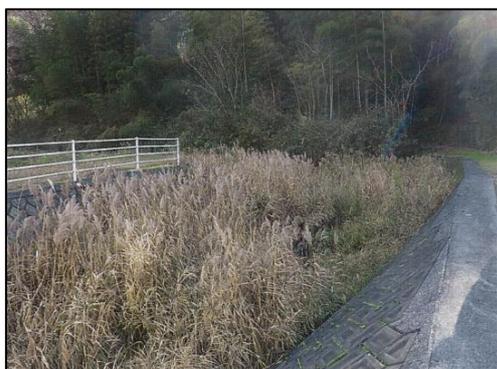
4- (2) 防災・減災事業を進めています

近年では線状降水帯がもたらす集中豪雨により、河川の氾濫や土砂災害が全国各地で発生しています。当市においても、平成21年豪雨、平成30年豪雨などによる災害を経験してきました。そうした教訓を活かし、道路や河川などの危険箇所の解消に取り組んでいます。

① 緊急浚渫推進事業

昨今の豪雨災害の激甚化や河川氾濫の頻発を踏まえ、地方公共団体が緊急かつ集中的に浚渫事業に取り組み、危険箇所を解消できるよう、2020年度から緊急浚渫推進事業債が創設されました。

この事業債は、事業に対して100%充当され、元利償還金の70%が交付税措置されます。対象事業は、河川、ダム、砂防施設及び治山施設の浚渫、樹木伐採で、当市では、2021年度から市が管理する普通河川（一級河川、二級河川などは県が管理）の浚渫を進めています。



施工前



施工後

○年度別の河川浚渫実施状況

2021年度	三谷川（余野）、小谷川（東吉田）、熊原川（海田）、櫛田川（万善、国貞）、小房川（小房）、黒惣川（北）
2022年度	後門川（真加部）、土師川（栗井中）、杉坂川（田原）、小房川（小房）、後谷川（土居）、櫛田川（国貞）、黒惣川（北）
2023年度	杉坂川（田原）、小房川（小房）、八坂川（五名）

② 緊急自然災害防止対策事業

自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化が喫緊の課題となっていることから、2018年12月「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、その後2025年度までに重点的かつ集中的に対策を講ずるとされました。平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号などの自然災害の教訓を踏まえ、重要インフラが自然災害時にその機能を維持できるよう、平時から万全の備えを行うことが重要でその対策が急務となっており、2025年度までに地方が単独事業として実施する河川、治山、農業水利施設等の防災インフラの整備を推進するため、「緊急自然災害防止対策事業費」が地方財政計画に計上されることとなっています。



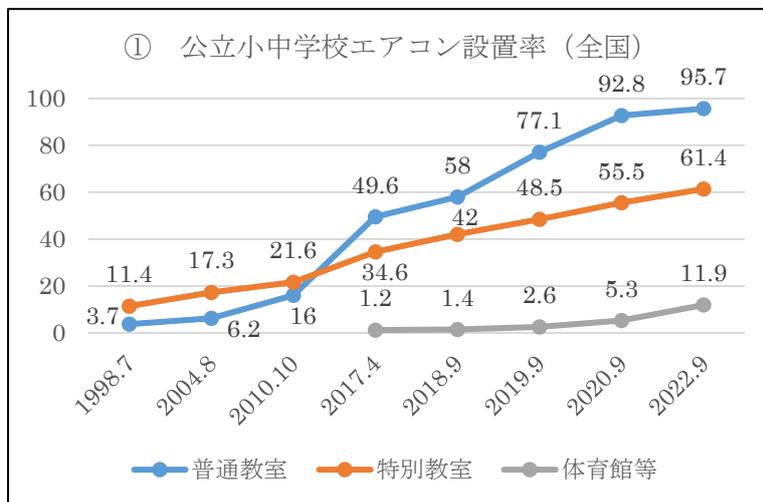
道路法面崩落防止工事

この事業には、緊急自然災害防止対策事業債が100%充当され、元利償還金の70%が交付税措置されます。対象となる事業は、災害の発生を予防又は災害の拡大を防止する事業で、美作市では、この財源を活用して河道の掘削、護岸、浚渫等の水害防止対策事業を実施します。

4-(3) 小中学校にエアコンの設置を進めます

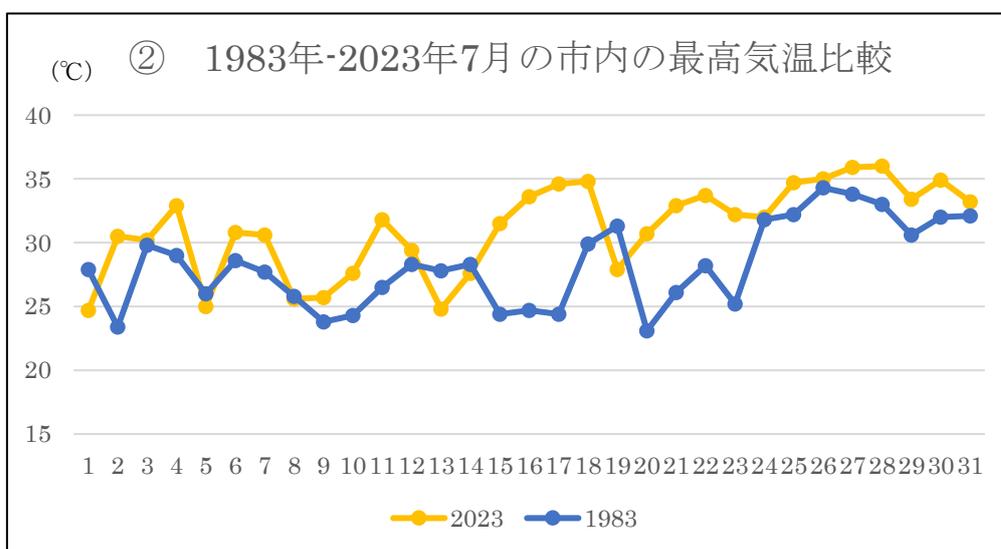
美作市では、2014年度からの効果検証を経て、2018年度には市内の全小中学校の普通教室にエアコンを設置しています。2022年9月1日現在の本市の特別教室のエアコン設置率は、39.3%で、全国の設定率61.4%や岡山県設置率50.4%と比べても低い状況となっています。

全国的にはグラフ①のとおり、普通教室、特別教室ともに年々設置率が上昇しており、近年では体育館等の設置率も上昇し始めています。グラフ②は、1983年と本年の7月の市内最高気温を比較したグラフです。2023年



は、40年前の1983年と比較すると、最高気温が30℃を超える日数も増え、35℃を超える日も見られるようになっている。今後も、児童生徒の熱中症対策として、国の交付金を有効に活用しながら、特別教室についても利用頻度の高い理科室や音楽室から順次設置を進めていきます。

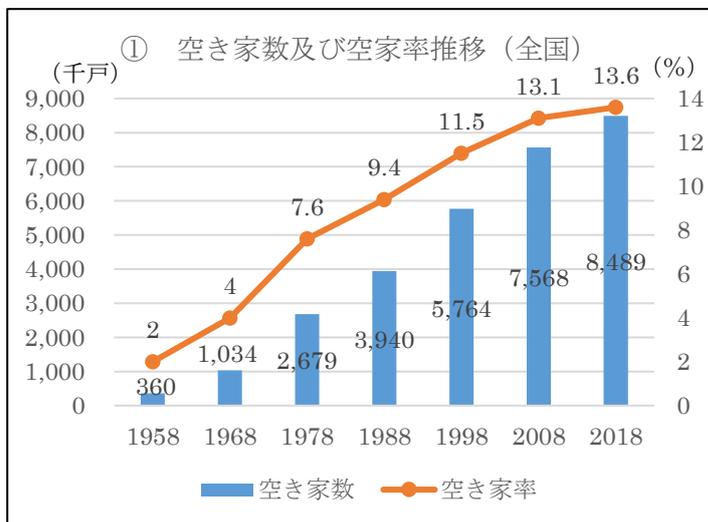
	普通教室	特別教室	体育館等
全国	95.7%	61.4%	11.9%
岡山県	99.9%	50.4%	10.6
美作市	100%	39.3%	0%



4- (4) 老朽危険空き家の除却を支援しています。

全国的に空き家が増え続けており、グラフ①のとおり、この30年間で2倍以上に増加しています。空き家が放置されると、倒壊や崩壊、ごみの不法投棄、放火などによる火災発生など様々な悪影響が生じます。

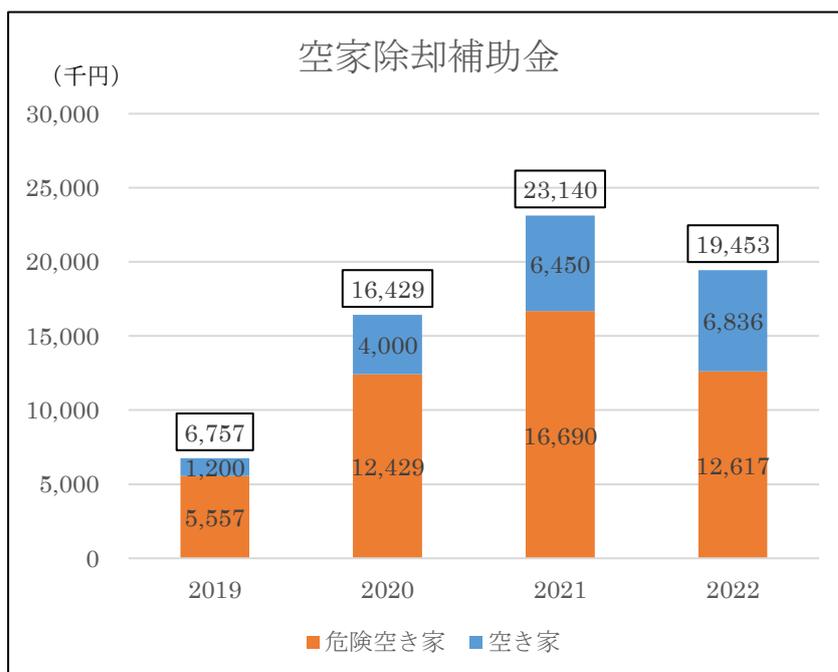
平成27年施行の「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、空き家等の所有者の管理責務が規定されており、市町村長から周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告された場合は、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることとなります。



住宅・土地統計調査 (総務省)

本市では、老朽化して倒壊などの恐れのある空き家の除却工事に対して、不良度合いの基準を超えたもの (危険空き家) は300万円、基準未滿のものは、50万円を上限として補助をしています。

2019年度に補助制度を開始して以来、2019年度に10件、2020年度に19件、2021年度に26件、2022年度に23件と4年間で78件の空き家の除却に



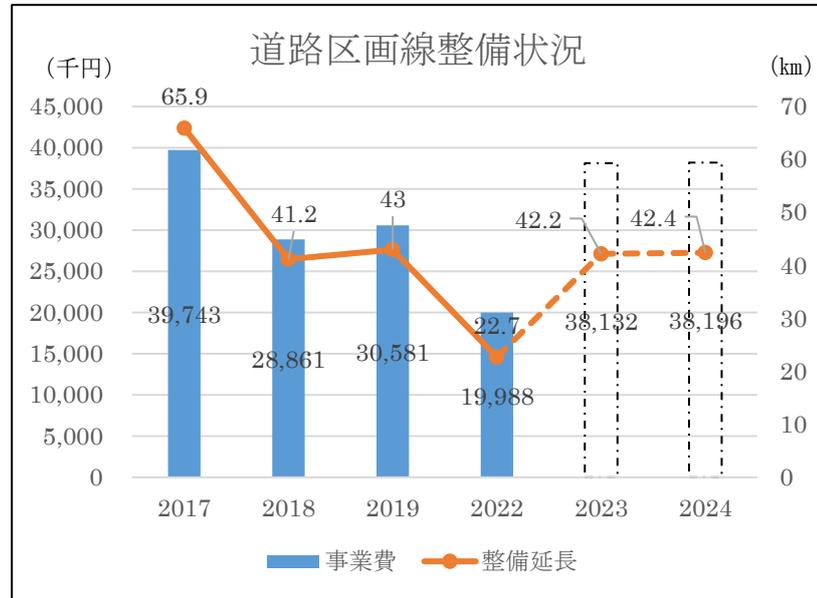
する補助を実施しており、着実に地域の生活環境の改善に繋がっています。

また、今後も空き家の数は増加することが予想されることから、空き家の適正な管理が行われるよう引き続き法制度等の周知を行っていきます。

4-(5) 真白い白線事業（道路区画線の整備）を進めています

道路の区画線は、歩車道の区別、夜間雨天時における視認性向上のために安全施設として重要な役割を果たしている。区画線が薄くなって見えないと視認性不良により、走行中の車両がはみ出し、対向車両または歩行者等との接触事故発生が懸念されている。

美作市では、市内の道路利用者の安全を確保するため、道路区画線整備を2017年度から2019年度までの3か年間で集中的に実施し、約150 kmの整備を行いました。2022年度から改めて3年間で約100 kmの道路区画線整備を実施



しています。2017年度からの3年間の整備延長が長いのは、それまで整備しきれていない区間を始めて集中的に実施したことによるものです。



5 今後の課題

5-1(1) 2024年秋完成を目指し新庁舎建設が順調に進んでいます

市役所本庁舎は耐震性能の不足が明らかになった以降も運用を続けていますが、空調等の大規模設備の更新や、浸水想定区域の見直しに伴う浸水対策の必要性が課題となっていました。

被災時の防災拠点として機能強化を合理的に進めるため、「美作市総合防災施設整備の推進に関する条例」を2021年に制定するとともに、市議会では、美作市庁舎・文化施設・防災公園建設特別委員会を設置し、事業の調査研究を継続して進めることとしました。



1階内観 市民ロビー（入り口側から）

その後、2022年1月に「美作市本庁舎整備基本構想」を策定し、新庁舎の使い方や機能を具体的に示した「美作市庁舎整備基本計画」を同年7月に策定し、基本計画に示された「市民の安全・安心を支える施設」「市民サービスの利便性の良い施設」「人・まち・自然と調和した施設」「経済性・環境性・柔軟性に優れた施設」の4つの基本方針に沿った建設を現在進めています。

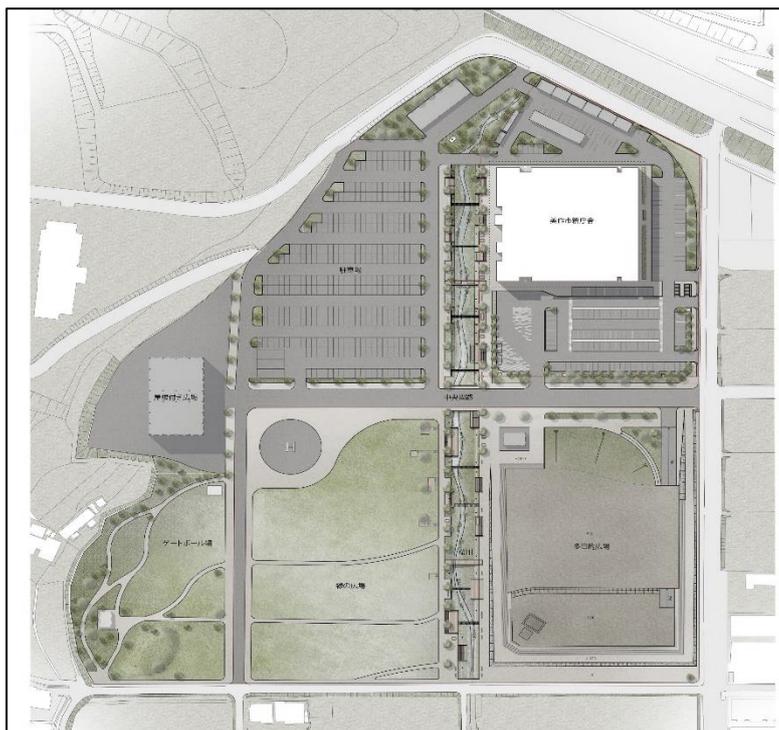


新庁舎完成予想図（南側外観）

① 建設工事の進捗状況

2023年2月に用地財産取得の契約が完了し、同月から造成工事が始まりました。地質調査の結果、含水率が高い粘性土であるため、生石灰系の改良材を使用し、生石灰の飛散を抑える飛散防止抑制型の工法を用いた土質改良を行いながら工事を進めていき、本年7月に造成工事は完了しました。

また、新庁舎建設工事の設計も2023年3月に完成し、2023年6月に建設工事の入札が行われ、同年9月から建設工事が開始されました。写真は、新庁舎の建設場所を上空から撮影したもので、新庁舎の建設が進んでいる様子が伺えます。



新庁舎及び防災公園平面図

② 新庁舎建設による将来的な負担

今回の新庁舎建設工事では、有利な財源である合併特例事業債を活用しています。合併特例事業債は、充当率は、対象事業費の95%で、元利償還金の70%が当該償還年度の普通交付税に算入されます。グラフ①は、新庁舎建設で借入を予定している市債に係る公債費の内、普通交付税措置分を除いた実質的な公債費の推移を表しており、今後15年程度負担が増えることが予想されることから、



繰上償還による後年度公債費の負担軽減を図っていきます。

5-(2) 合併特例事業債の発行期限が迫っています

① 合併特例事業債の活用

合併特例事業債は、市町村合併に伴い必要となるハード事業に充当が可能(95%)で、その元利償還金の70%について、後年度普通交付税措置される有利な地方債です。発行額には限度があり、ハード事業分として2022年度までに約95億円発行していることから、今後発行できる額は約86億円となります。

○合併特例事業債発行状況

単位：百万円

起債実績額		残り発行可能額	2022年度末 償還元金残高
ハード事業分	基金分		
9,516	3,116	8,600	4,366

2022年度までに合併特例債を活用して、小中学校、こども園、クリーンセンター、消防庁舎、看護・介護等専門職養成専修学校などを建設しました。現在も合併特例債発行期限の2024年度までの完成を目指して、庁舎、作東公民館、英田保育園の建設を進めています。特に庁舎については、他に有利な財源がないことから、合併特例事業債を主な財源とすることを前提にしており、発行期限の2024年度までに、事業を実施する必要があります。また、新庁舎建設には一時的に多額の経費を要するため、借入金の返済費用にあたる後年度の公債費も比例的に増加することから、将来の償還を踏まえた計画的な財政運営が必要となります。



美作クリーンセンター

○合併特例債を活用した事業

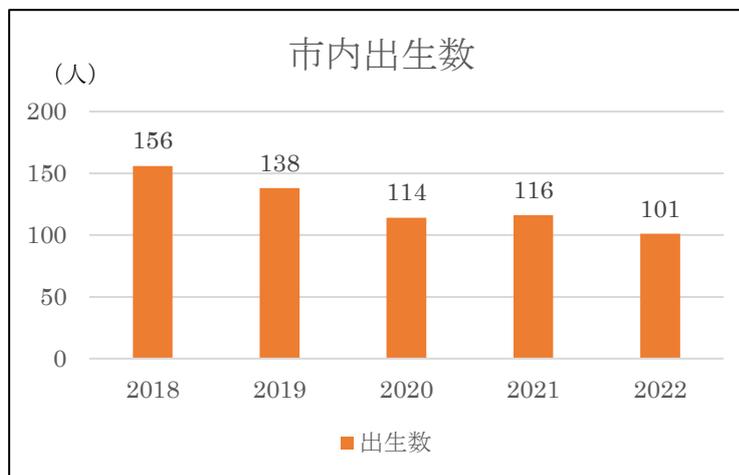
(単位：百万円)

事業名	実施年度	合併特例債発行(予定)額
大原小学校建設	H19~H21	498.5
作東中学校建設	H22~H23	588.3
クリーンセンター建設	H23~H26	3,175.2
消防庁舎建設	H23~H25	683.3
看護・介護等専門職養成専修学校誘致	H28~H29	845.3
むさしこども園建設	R2~R3	505.1
作東公民館建設	R2~R5	701.0
英田保育園建設	R3~R6	716.3
庁舎建設	R4~R6	4,559.9

5-(3) 子育て支援に関する助成制度

美作市では、令和2年3月に令和6年度までの5年間を計画期間とする第2期美作市子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援をさらに充実させるため、「安心して子どもを生み、育てることができる地域における子育て支援」

「子どもと親の心身を健やかな成長」「子どもの要保護・要支援のきめ細やかな対応」の3つを基本目標と定め、子育てを支援する施設運営や助成制度を設けるなど取り組みを進めており、下表のとおり2014年度以降子育てに関する新たな事業の創設や事業



の拡大を行い、よりきめ細やかな子育て支援を行っています。

しかしながら、市内の出生数は減少傾向にあり、2022年度の出生数は101人となり、少子化対策は重要な課題となっています。本市では、出生数5年間で1,000人を目標に掲げた「子ども政策会議」を本年8月にスタートさせ、『美作市で子どもを産み育てたいと思うように』、『子ども達が美作市で幸せに暮らせるために』を実現するために様々な施策に取り組んでいきます。

○妊娠前に利用できる制度

(単位：千円)

事業名	事業内容	予算額	
		2014年度	2023年度
不妊治療助成	不妊治療費の3分の2に相当する額を助成します。年間30万円が限度です。	1,400	2,000
不育治療助成	不育治療の治療費を助成します。年間30万円が限度です。	2016年度 事業開始	1,000
風しん予防接種費用助成	妊娠を希望する方やその配偶者などの同居者の方に、風しん予防接種の費用を助成します。	2018年 10月開始	300
若年がん患者妊孕性温存治療支援事業	将来子どもを産み育てることを望むがん患者が、治療開始前に妊孕性を温存し、治療を受けることができるよう支援するため、温存治療等に要した費用の一部を助成します。	2020年度 事業開始	350

○妊娠中に利用できる制度

(単位：千円)

事業名	事業内容	予算額	
		2014年度	2023年度
電子親子手帳サービス	予防接種や健診の管理、子どもの成長の記録を、簡単に行うことのできるアプリが無料でダウンロードできます。	2017年度 開始	528
妊婦健診無料	14回分の妊婦検診の無料券をお渡しします。	20,112	13,591
タクシー利用補助	妊産婦を対象にタクシー利用料金の一部を助成します。	2017年度 開始	38,431

○出産後利用できる制度

(単位：千円)

事業名	事業内容	予算額	
		2014年度	2023年度
出産・子育て応援給付金	妊娠届出時：5万円、新生児：5万円/児の給付金 第3子以降：15万円の祝金を支給します。	2017年度開始 (出産祝金)	19,400
児童手当	3歳未満児と第3子に1万5千円、3歳以降第1・2子と中学生に1万円を支給します。	443,577	315,767
若年者医療費給付	生まれてから18歳までのお子さんの医療費が無料です。	2021年7月～高校生まで拡大 128,346	106,307
産前産後ヘルパー	妊婦及び産後1年以内の産婦さんにヘルパーを派遣し、家事・育児のサポートを行います。	2018年度 開始	834
産後ケア入院延長	産後1年以内の産婦と赤ちゃんが利用できます。	2020年度 開始	875
インフルエンザ予防接種費用助成	生後6ヶ月から高校3年生相当(18歳となる日の属する年度の末日まで)のお子さんを対象に、1回1,000円を助成します。	2018年10 月開始	2,318
予防接種費無料	定期予防接種費用が全て無料です。県外接種も償還払いします。	74,612	55,102
産婦検診	2回分の産婦検診の無料券をお渡しします。	2019年度 開始	1,320
未熟児養育医療給付	出生時体重2,000グラム以下または体の発育が未熟なまま生まれた新生児が指定医療機関に入院をした場合に医療費の助成が受けられます。(満1歳の誕生日まで)	1,634	1,025

病児・病後 児保育	発熱などで、集団での保育ができないときに 預かります。	2016 年度 開始	15,077
ファミリー サポートセ ンター	お子さんを少し預かってほしいときや、お迎 えができないときに、手助けをしてくれる人 を紹介する会員制のサービスです。	2,579	2,400
絵本のプレ ゼント	親子のふれあいの手助けとなるよう、赤ちゃ ん訪問、育児相談で絵本をプレゼントしま す。	280	282
乳幼児健診	乳児期に医療機関で 2 回、乳幼児期に保健セ ンターで 3 回、無料で健診を受けることがで きます。	1,850	1,778
乳幼児クラ ブ	お子さんを持つお母さんが地域別に組織し、 楽しいイベントや体験学習を行っています。	354	163
保育料等無 償化	3 歳以上児、市町村民税非課税世帯の 3 歳未 満児及び第 3 子以降の保育料は無料です。 また、年収 360 万円未満相当世帯の 3 歳以上 児及び第 3 子以降の副食費は免除です。	2019 年度 開始	3,455
子育て支援 センター	就学前の子どもやその保護者が交流できる場 を提供するとともに、子育てを応援し、情報 提供、助言、育児不安や子育ての様々な相談 を受けながら子育て支援を行います。	28,021	31,610
発達支援セ ンター	お子さんの発達に関する相談が可能です。発 達支援教室や保護者交流事業を実施していま す。	2016 年度 開始	9,603

○小学生・中学生になったら利用できる制度

(単位：千円)

事業名	事業内容	予算額	
		2014 年度	2023 年度
放課後児童 クラブ	保護者が労働等により昼間や長期休暇中に家 庭にいない児童に対し、安心して過ごせる場 を提供し、心身の健全な育成を図ることを目 指します。	30,596	76,948
遠距離通学 補助	中学校への通学が遠距離通学となる地区の方 に年額 15,000 円を補助します。	78	4,220
ヘルメット 購入補助	中学校や最寄りの通学バスの停留所まで、自 転車で通う生徒へ一人 1 回 3,000 円まで補助 します。	625	425

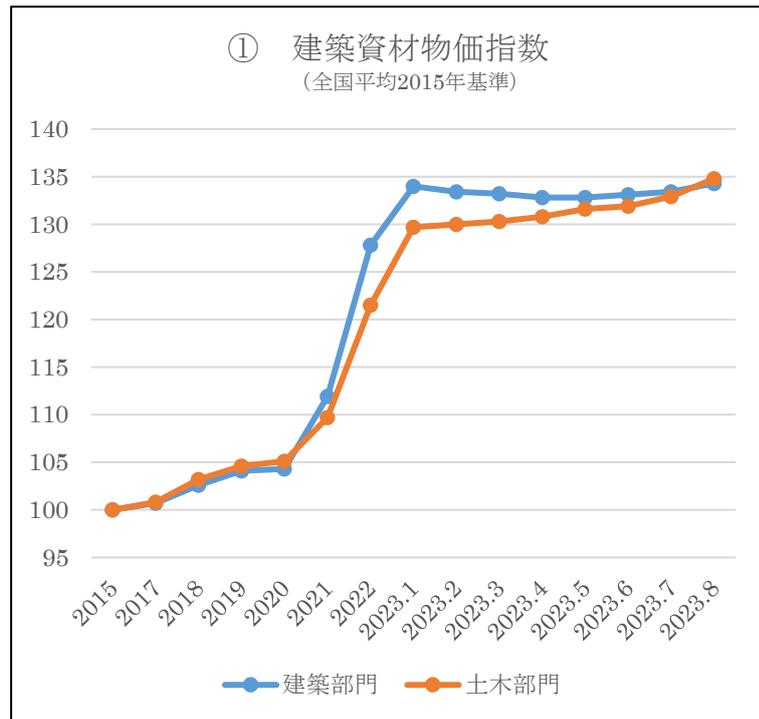
5-(4) 急激な物価高騰による影響が懸念されます

① 建設資材の高騰による影響

2021年頃から、新型コロナウイルスの流行による自宅でのリモートワークが増え、世界的な住宅の需要の高まりによる木材や鉄価格の高騰、円安や電気代高騰による製造単価の上昇などにより、資材価格の高騰が続いています。グラフ①は、2015年を基準とした建築資材物価指数を示しています。2021年頃から上昇を始め、2023年に入ってからからは2015年と比較して3割上昇した状態が続いています。

また、国際情勢の急激な変化により、原料調達や製造過程への影響が見通せないため、建材等の納入遅延も懸念されます。

今後、公共工事等を行うにあたっては、財政的な観点からはもとより、適正な工期の確保も含め、より計画的に実施していく必要があります。

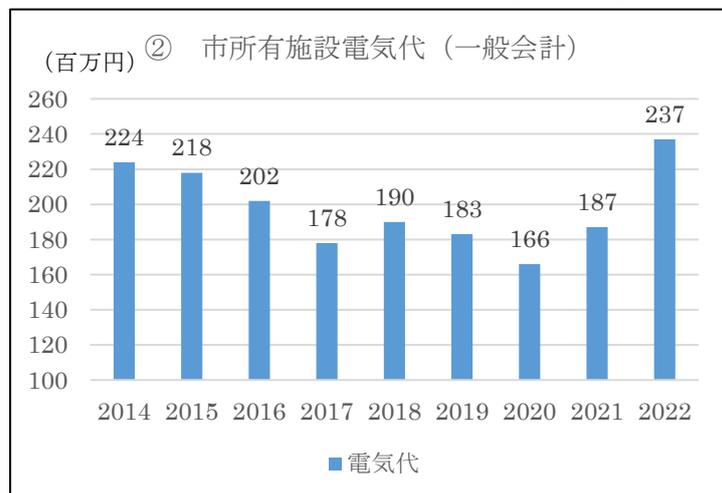


一般財団法人 建設物価調査会調べ

② 電気代の高騰による影響

電気代の高騰は、ウクライナ情勢や円安などによる原油や液化天然ガス(LNG)の価格高騰により燃料費調整額が上昇したことが原因であると言われています。グラフ②は、市所有施設の電気代の推移を表しています。2021年度と2022年度を比較すると電気代が約5千万円増えていることがわかります。なお、2016年度以降の電気代減少は、主に電気契約の見直しの効果によるものです。

現在、2023年1月から始まった国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により電気代高騰は一時的に落ち着いていますが、国の激変緩和対策事業による補助金も9月使用分か

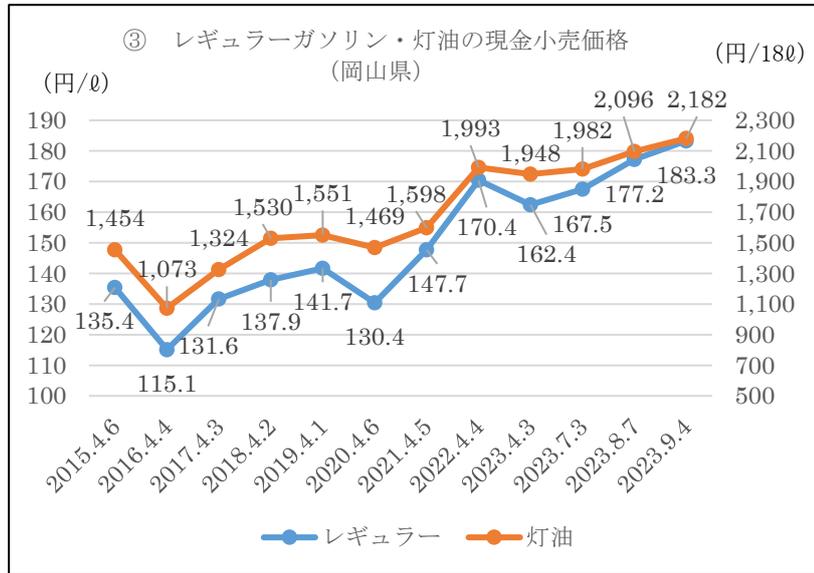


らはそれまでの半額となることから、電気代が上昇することが予想されており、引き続き注視していく必要があります。

③ 燃料代の高騰による影響

2021年頃から燃料価格が上昇を始め、グラフ③のとおり、2023年9月の岡山県のレギュラーガソリンの現金小売価格は180円を超えています。これは、新型コロナウイルス感染症拡大から世界経済が回復し、原油需要が高まってきているのに対し、石油輸出国機構が増産を見送っていることが原因であると言われて

います。加えて近年の円安傾向も原油調達価格を引き上げている要因となっており、この状況は、しばらく続くことが予想されています。また、灯油もガソリンと同様の動きを見



資源エネルギー庁石油製品価格調査

せており、公用車の燃料費や灯油を使用する施設運営への影響が懸念されます。

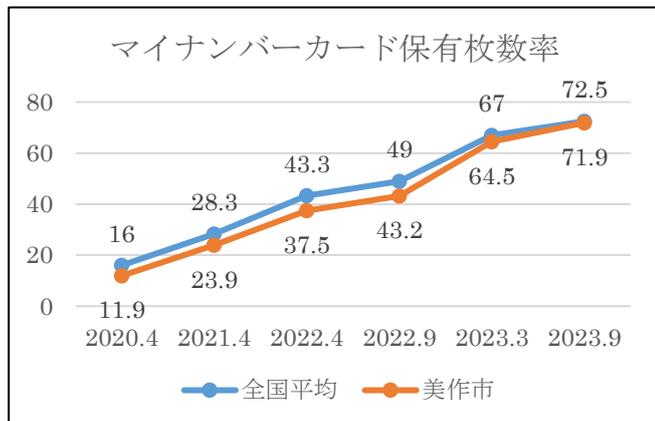
5-5) マイナンバーカードの普及と利用促進

① マイナンバーカードの交付状況

国では、全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、マイナポイント事業の実施などマイナンバーカードの普及を進めています。

総務省ホームページの「マイナンバーカード交付状況について」によれば、

2023年9月末現在、全国の「人口に対する保有枚数率」は72.5%（人口は2023.1.1基準）となっており、全国で9千万人を超える方がマイナンバーカードを保有していることとなります。なお、美作市の保有枚数率は71.9%となっており、全国及び岡山県全体（73.7%）を下回っています。



国では、2024 年秋に現在使われている健康保険証を廃止し、マイナンバーカードへ一体化した形に切り替えるとしています。現在、全国的にマイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」におけるデータ登録時の紐づけ誤りが話題となっています。本市においては、紐づけ誤りの原因と成り得る入力担当者の単純な入力ミスを防止するため、他者による二重チェックを行うなどの対策を講じており、市内での個人情報とマイナンバーカードとの紐づけ誤りについて把握しているものではありません。

○近隣市町村のマイナンバーカードの保有枚数状況(2023年9月末時点) (%)

市町村名	岡山市	倉敷市	津山市	赤磐市	真庭市
保有枚数率	72.8	74.4	74.4	73.5	75.4
市町村名	美作市	勝央町	奈義町	西粟倉村	(参考)岡山県
保有枚数率	71.9	74.6	73.4	75.3	73.7

② マイナンバーカードの普及促進と利活用

2040 年頃は、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者の仲間入りをする時期であり、日本全体で高齢者の人口割合がピークを迎えます。このような社会経済状況の変化を背景として、地方自治体においても、2040 年に向け、職員の確保が難しくなり、財政状況も厳しくなるなどの資源制約が生じる可能性が高くなります。職員が職員でなければできない業務に注力し、住民サービスを持続可能な形で維持・確保していくためには、AI 等の技術を使いこなす「スマート自治体」に転換することが必要と言われており、マイナンバーカードの普及はそのカギとなります。

マイナンバーカードの保有率は、デジタル田園都市国家構想交付金や普通交付税のデジタル化に係る財政需要に影響を与えることから、今後も引き続き、できるだけ多くの方にマイナンバーカードが行き渡るよう、普及の促進に取り組んでいくこととしています。また、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどの多機能端末を設置している店舗で、住民票の写しと印鑑登録証明書の取得ができる、「コンビニ交付サービス」を 2021 年 2 月から開始し、マイナンバーカードの利活用も進めています。



5-(6) 光ファイバ網宅内設備の更新

美作市は、民間の情報通信事業者による事業展開が見込めないことから、都市と農山村、市の中心部と周辺部の情報格差を是正し、全ての市民が「情報を活かした生活レベルの向上」を享受することを目的として、情報整備基盤整備事業に取り組み、2010年度までに市内全域で、FTTH^{※1}による光ファイバ網の整備を完了しています。

市内全域に整備した光ファイバ網を利用し、光インターネット、ひかり電話、ケーブルテレビ、告知放送などのサービスの提供しており、市民の日常生活に欠かせないインフラとなっています。

○光サービス利用件数等

光サービス		利用件数	市有宅内機器など
通信	ひかり電話（インターネットサービス含む）	9,031 件	D-ONU 室内ケーブル
	光インターネット		
放送	ケーブルテレビ（告知放送サービス含む）	8,281 件	V-ONU、電源供給機 室内ケーブル、 告知放送端末
	告知放送	2,139 件	

光サービスの提供にあっては、各種の宅内機器が必要となりますが、D-ONU^{※2}やV-ONU^{※3}、室内ケーブル、電源供給機、告知端末などの機器は市の所有物となります。光サービス利用開始から14年が経過しており、その間、告知放送端末以外については全市的な機器の交換を行っていないため、将来的な更新計画の検討が必要な時期となっています。

○D-ONU 更新

D-ONUの更新について、全数更新を一斉に行う場合、3億3千万円を超える更新費用が必要となる試算をしています。ただし、現状のD-ONUの年間故障件数は、全数に対して1.5%程度のため、個別対応を行うことで、サービス提供に大きな支障は生じていません。今後の故障対応件数の増加等の状況により、更新の時期を判断する必要があります。

なお、本設備を利用している通信サービスは、民間事業者が行っていることから、設備の譲渡も含めた検討を行うこととしています。

D-ONUの年間故障件数

(単位：件)

年 度	2018	2019	2020	2021	2022
故障対応件数	48	56	84	95	144

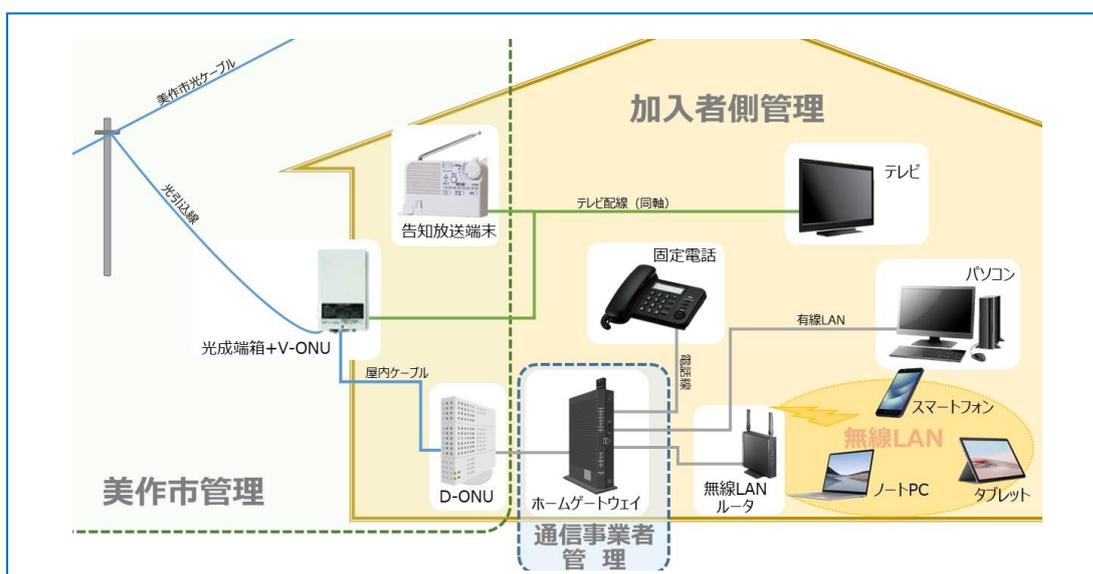
○V-ONU 更新

V-ONU は、比較的単純な機器構造のため、落雷による電源供給部の故障はあるものの、現在まで経年劣化に伴う設備不良は全くなく、近々に更新を行う必要性は見られません。ただし、メーカーの保守対応期間が過ぎており、特に電源供給部の経年劣化が懸念されます。当面は、個別対応でも業務に支障が生じることはないと思われませんが、今後、全数更新を一斉に行う場合は2億3千万円程度、電源供給部のみの場合でも1億円程度の更新費用が必要となる見込みのため、状況を見ながら、計画的な更新準備を行う必要があります。

○ケーブルテレビ光伝送装置（光アンプ）更新

美作市ケーブルテレビを各家で視聴していただくため、6カ所のサブセンター（光伝送施設）があり、光伝送装置（光アンプ）によりケーブルテレビの映像を送出している。本装置は、ケーブルテレビ構築から一度も更新をしておらず、メーカーが推奨する機器更新時期はすでに過ぎているが、合併前に構築していた勝田ネットでは15年以上利用できていた設備でもあるため、予備機を担保しつつ、計画的に更新をしていく予定としています。

更新予定年度	2024 年度	2025 年度
更新設備	美作 SC	作東・大原・英田 SC
更新費用	83,000 千円	90,000 千円



- ※1) FTTH 【Fiber To The Home】光ファイバケーブルを一般個人等の家屋へ直接引き込むネットワーク構成。
- ※2) D-ONU 【Data-Optical Network Unit】光ファイバで利用される光信号を、スマートフォンやパソコンなどで利用されるデジタル信号に変換する装置。一般的には「ONU」と呼ばれるが、「V-ONU」と区別するため「D-」を付す場合がある。
- ※3) V-ONU 【Video-Optical Network Unit】光ファイバで利用される光信号を、テレビなどで利用される映像信号に変換する装置で、主にテレビを視聴するために用いられる。

5-(7) 自治体 DX の推進

今後、職員の減少が危惧されているなか、全国的に各自治体業務のデジタル化（以下「自治体 DX」）による行政業務の効率化が進められています。美作市の自治体 DX に関しては、新庁舎移転に伴い窓口のあり方を見直し、「書かない・待たない・行かない窓口」を目標に、「窓口のデジタル化」による市民サービス、業務の効率化を図ります。

○窓口 DX（書かない窓口）

転入・転出や死亡後の手続きなど複数の課にまたがる申請においては、現行はそれぞれの窓口で、各々の申請様式で手続きを行っています。新庁舎完成後は、申請書を統一化し、新たに設置する総合受付において、必要な申請書を一括で記載できるようシステムを導入し、また簡易な証明書発行は、総合受付で完結できるような仕組みの構築を想定しています。

年度	2024	2025	2026～
窓口改善（システム構築）	市民部関連	福祉部関連	その他
構築費用	19,000 千円	2,000 千円	2,000 千円
ランニング費用		4,400 千円	4,400 千円

○LINE・電子申請の活用（待たない・行かない窓口）

LINE の使用率は 8 割を超え、どの SNS より幅広く利用されており、特に高齢者も多く利用している SNS となっています。美作市が想定する「待たない・行かない窓口」は、美作市公式 LINE（以下「公式 LINE」）を活用し、情報の配信だけではなく、AI チャットボットを活用した問い合わせ対応、電子決済、電子申請によるオンライン手続きなど、窓口改善また業務の効率化を図っていきます。

- ・住民票、税証明書等の郵送請求 ・電子決済 ・窓口予約申請
- ・個別相談 ・CATV、水道等の各種届け出 ・学校欠席連絡 …など

年度	2024	2025	2024～
公式 LINE	市民部・CATV 関連	福祉部など	その他
構築費用	1,000 千円	200 千円	200 千円
ランニング費用		1,980 千円	1,980 千円

5-(8) 地域高規格道路「美作岡山道路」の整備促進

岡山県東部地区振興の要である高規格道路「美作岡山道路」は、山陽自動車道、中国縦貫自動車道と一体となって「高規格道路網」を形成し国土強靱化を図るとともに、美作圏域と岡山圏域とを結んで地方創生を実現するためにも重要な路線です。

高速ネットワークの整備が進み、中四国・京阪神地域をカバーするクロスポイントとしての優位性が向上しており、一部開通した沿線では企業立地が増加傾向にあるなど、全線開通することで企業誘致等による地域の活性化が期待されています。



参照：岡山県資料

○「美作岡山道路」の概要

- 全体延長 約 36 k m
- 開通延長 21.5 k m
工事中 14.5 k m
- 2006年2月 一部開通
(熊山IC～佐伯IC間)
- 2012年3月 一部開通
(湯郷温泉IC～勝央IC間)
- 2016年3月 一部開通
(勝央JCTで中国縦貫自動車道に接続)
- 2019年3月 一部開通
(吉井IC～佐伯IC間、
熊山IC～瀬戸IC間)

① 市内区間の進捗状況

救急医療施設への時間短縮、災害対策、企業立地の促進や観光客の誘致のため、美作岡山道路の早期全線開通に取り組んでおり、事業化が決定していなかった、吉井IC～柵原IC～英田IC間の約11.5kmについても、2021年3月に、国の財政的な支援を受け、事業実施を進める補助事業として採択されました。

美作市内においては、現在、英田IC～湯郷温泉ICの約2.5kmの区間で、橋梁の下部工やボックスカルバートなどの道路構造物の工事が着実に進んでいます。(注：文中及び図中の「柵原IC」と「英田IC」は仮称です。)



英田 IC 付近の工事風景



湯郷温泉 IC 付近の工事風景

② 美作岡山道路の北部延伸

鳥取・岡山県境付近は、人口減少や高齢化が急速に進行している上、積雪が多く、断層帯があるなど、自然災害が心配される地域です。また、第三次医療機関等の医療施設が限られるため、救命・救急搬送に時間を要する地域でもあります。

これらの課題解決のため、国道 53 号黒尾峠高規格バイパス化（美作岡山道路の北部延伸）の実現を目指し、美作市では、鳥取市、奈義町、勝央町、智頭町と

ともに、「美作岡山道路北部延伸道路整備促進期成会」を設置し、国等に対し、必要な調査を進め早期の事業化を図るよう働きかけを行っています。

中国縦貫自動車道から市内を經由して智頭方面に向かう黒尾峠のバイパス化により、断層帯の影響を低減し、冬期の豪雪時にも比較的安全に通行できるメリットが

生じます。また、北部延伸の沿線市町には、医療機関や陸上自衛隊駐屯基地があり、鳥取自動車道とのダブルネットワークを形成することにより、特に災害時に大きな役割を担う、安全・安心な住民生活を確保する「命を守る道路」となることが期待されます。

■北部延伸の必要性

- ① **断層帯による地震時の影響**
断層帯に近接していないことから、地震による影響が少ないことが推定される。
- ② **豪雪による影響**
付近の県境に比べ標高が低いことにより、冬期でも安全・安心に通行が可能となる。
- ③ **地域の活性化**
県境付近においては、人口減少や高齢化等が深刻な問題であり、地域の活性化が望まれている中で、新たな道路網整備により地域の将来像を構築する。
- ④ **国道 53 号の歴史**
国道 53 号黒尾峠付近は、今から 50 年以上前に黒尾トンネルが建設されるなど、改築工事が行われた。当時においても、本ルート案と同じルートが検討されたが、関係者の同意が得られず、現在の国道 53 号のルートとなった。

【トンネル工法】トンネル平均標高 約 400m (想定)

国道 53 号 黒尾峠 高規格バイパス化

【鳥取自動車道】
善書峠に完全面通行止めに
する際、国道 53 号が通行可能
【高規格】
令和 5 年 7 月 29 日 国道 53 号通行止め

【トンネルの検討状況】
令和 13 年 7 月 29 日、黒尾トンネル内で合議地の掘下物があり、緊急点検のため 27 時間ほどが全面通行止めの交通規制が敷かれた。穴には道路がないため、利用者に成城は 2 回（延長約 1km 弱）を強いられたことになった。

6 今後の財政見通し

6-1(1) 引き続き健全な財政運営に努めていきます

次の表は、2022年度決算を基に、2023年度及び向こう5年間の財政収支を推計したものです。

歳入における地方交付税は、通常の実費である個別算定分が人口減を反映して減少するものの、市債の償還に充当するものとして算定される公債費算入額の増により、額面的には概ね同水準での推移が見込まれます。

歳出においては、合併特例事業債を活用して大規模な事業を進めますが、後年度への負担を考慮して計画的に発行し、特定目的基金等を有効に活用することにより、収支不足にはならない見込みとなっています。

単位：百万円（％）

		2023	2024	2025	2026	2027	2028
		金額 (伸率)	金額 (伸率)	金額 (伸率)	金額 (伸率)	金額 (伸率)	金額 (伸率)
歳入	市税	3,577 (Δ 0.7)	3,451 (Δ 3.5)	3,351 (Δ 2.9)	3,256 (Δ 2.8)	3,141 (Δ 3.5)	3,061 (Δ 2.5)
	地方交付税	9,709 (Δ 2.2)	9,878 (1.7)	9,939 (0.6)	9,626 (Δ 3.2)	9,641 (0.2)	9,684 (0.4)
	国県支出金	3,061 (Δ 13.6)	2,835 (Δ 7.4)	2,766 (Δ 2.4)	3,104 (12.2)	2,779 (Δ 10.5)	2,655 (Δ 4.5)
	市債	4,446 (67.5)	6,476 (45.7)	2,416 (Δ 62.7)	1,829 (Δ 24.3)	1,684 (Δ 8.0)	1,222 (Δ 27.4)
	その他	4,836 (6.7)	4,589 (Δ 5.1)	4,339 (Δ 5.4)	4,603 (6.1)	4,312 (Δ 6.3)	3,217 (Δ 25.4)
	合計	25,629 (5.7)	27,229 (6.2)	22,811 (Δ 16.2)	22,418 (Δ 1.7)	21,557 (Δ 3.8)	19,839 (Δ 8.0)
歳出	人件費	4,172 (4.1)	4,255 (2.0)	4,214 (Δ 0.9)	4,286 (1.7)	4,224 (Δ 1.5)	4,279 (1.3)
	扶助費	2,043 (Δ 8.1)	2,021 (Δ 1.1)	1,999 (Δ 1.1)	1,987 (Δ 0.6)	1,976 (Δ 0.6)	1,970 (Δ 0.3)
	公債費	3,501 (21.0)	2,437 (Δ 30.4)	2,623 (7.6)	2,672 (1.9)	2,884 (7.9)	3,216 (11.5)
	物件費	2,777 (Δ 4.6)	2,672 (Δ 3.8)	2,710 (1.4)	2,662 (Δ 1.8)	2,662 (0.0)	2,675 (0.5)
	補助費等	3,303 (Δ 3.6)	3,116 (Δ 5.7)	3,095 (Δ 0.7)	3,041 (Δ 1.8)	3,002 (Δ 1.3)	2,971 (Δ 1.0)
	普通建設事業費	5,018 (89.7)	7,422 (47.9)	3,053 (Δ 58.9)	3,098 (1.5)	2,774 (Δ 10.4)	1,346 (Δ 51.5)
	その他	3,565 (Δ 21.6)	4,019 (12.7)	3,830 (Δ 4.7)	3,819 (Δ 0.3)	3,496 (Δ 8.5)	3,224 (Δ 7.8)
	合計	24,379 (7.6)	25,942 (6.4)	21,524 (Δ 17.0)	21,565 (0.2)	21,018 (Δ 2.5)	19,681 (Δ 6.4)
収支差引額		1,250	1,287	1,287	853	539	158

6-(2) 推計の考え方

歳入、歳出の推計の考え方は、2022 年度決算及び 2023 年度予算を基にしたほか、次のとおりです。

1 歳入

- (1) 市税は、税制改正等の要因を勘案しています。固定資産税では、太陽光発電設備の償却資産の減を見込んでいます。
- (2) 地方交付税のうち普通交付税は、市税等の収入見込み及び今後の地方債の発行などを勘案して算定しています。交付税算定の基礎数値である「人口」は、2021 年度から 2020 年の国勢調査の人口が反映されていますが、2026 年度からは 2025 年の国勢調査の人口が用いられる見込みとなっていることから、現在の人口動態を踏まえて算定しています。特別交付税は、伸率を 0 としています。
- (3) 国県支出金は、社会保障費や普通建設事業費を勘案して算定しています。
- (4) 市債は、普通建設事業費を勘案して算定しています。臨時財政対策債は、据え置きとしています。
- (5) 2028 年度から、大規模事業の実施に伴う起債の償還に充てるため、減債基金を 1 億円程度繰り入れることとしています。

2 歳出

- (1) 人件費は、職員の退職、採用等を勘案して算定しています。
- (2) 扶助費は、過去の推移、人口増減を勘案して算定しています。
- (3) 公債費は、今後の借入と償還を見込んで算定しています。
- (4) 物件費は、原則、据え置きとしています。
- (5) 補助費等は、企業会計への繰出金を勘案して算定しています。
- (6) 普通建設事業費は、現在計画されている事業をもとに算定しています。

(主な普通建設事業)

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・庁舎建設事業 | ・CATV、情報機器等更新事業 |
| ・防災公園整備事業 | ・学びの多様化学校整備事業 |
| ・保育園建設事業 | ・市道整備事業 |
| ・緊急自然災害防止対策事業 | ・道路防災事業 |
| ・交通結節点整備事業 | ・観光施設整備改修事業 |
| ・公民館建設事業 | ・文化センター建設事業 |
| ・給食センター整備事業 | ・体育施設改修事業 |
| ・小中学校環境改善事業 | ・火葬場建設事業 |